

牛トレーサビリティ制度



農家向けマニュアル

独立行政法人
家畜改良センター
個体識別部
令和7年10月



はじめに

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」といいます。）では、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）」（以下「法」といいます。）に基づき、牛の管理者（農家）等が牛の出生・異動の届出を正確かつ円滑に行うための「農家向けマニュアル」を平成18年3月に作成し、広く関係者に配付いたしました。

また、これ以降の取組として、平成26年4月にパソコンでの届出ツールである「届出Webシステム」のサービスを開始するとともに、セキュリティ及び利便性の向上を目指して、①スマートフォン、タブレット表示対応、②輸入者、家畜市場、と畜場の届出対応、③繋養牛及び在庫耳標一覧の出力、④届出の送信前チェックによる入力サポートなどの機能の拡充に取り組んできました。牛の個体識別情報検索サービスホームページについても、平成28年10月にトップデザインを一新し、見やすく、検索しやすいページ作りに努めつつ、近年の届出の代行、記録の修正、全国データベース利用等に係る様式の変更等の情報を更新しており、本マニュアルについても順次改訂を重ねてきたところです。

今般、最新の情報を取りまとめた「農家向けマニュアルの改訂版」（令和7年10月）を作成いたしました。牛の管理者（農家）をはじめ多くの関係者の皆様方にご活用いただき、牛トレーサビリティ制度の適切かつ円滑な推進の一助となれば幸いです。

令和7年10月

独立行政法人 家畜改良センター
個体識別部一同

目 次

こんな時は、センターに届出が必要です	…	3
【耳標の種類と装着方法】		
(1) 耳標の種類	…	4
(2) 耳標の装着方法	…	5
(3) 耳標の配付方法	…	6
(4) 耳標の再発行請求方法	…	7
【届出の仕組みと方法】		
(1) 届出の仕組み	…	8
(2) 届出方法	…	8
① 届出Webシステム	…	9
② 電話音声応答 (C T I)	…	11
③ L O	…	13
④ イントラ報告 (I D連携)	…	15
⑤ F A X	…	17
(3) 届出を農協等へ依頼する場合 (代行による届出について)	…	18
【届出 (記録) の修正・消去】		
(1) 届出 (記録) の修正・消去	…	19
(2) 修正の流れ	…	19
(3) 修正・消去の手続きについて	…	19
(4) 受付から修正・消去までの日数	…	22
(5) 確認依頼書が届いたら	…	22
【参考資料】		
1. (独) 家畜改良センター個体識別部の業務について	…	27
2. 牛の個体識別情報検索サービスの検索結果画面の見方について	…	28
3. 牛トレサ制度上の用語説明	…	29
4. 種別 (品種) の区分について	…	31
5. 各種様式及び関連規程	…	32
6. 農林水産省 地方農政局等一覧	…	70

こんな時は、センターに届出が必要です

牛が生まれたとき

出生の届出

- 自分の農家コード
- 牛に装着した個体識別番号
- 出生の年月日
- 雌雄の別
- 母牛の個体識別番号（分娩した牛）
- 牛の種別（品種）

牛を譲り渡したとき
（転出）

牛を譲り受けたとき
（転入）

異動（転出・転入）
の届出

- 自分の農家コード
- 牛の個体識別番号
- 異動内容（転入又は転出）
- 異動（転入又は転出）の年月日
- 相手先（又は農協・家畜市場・家畜商等）の農家コード

牛が死亡したとき

死亡の届出

- 自分の農家コード
- 牛の個体識別番号
- 死亡の年月日
- 死亡牛の譲渡し先のコード ※

※ 死亡した牛を化製場、家畜保健衛生所などに引き渡した場合、死亡牛の譲渡し先、具体的には処分先の農家コードの届出が必要になります。

譲渡し先の農家コードがわからない場合は、最寄りの農林水産省 地方農政局等（P70）又はセンター（0248-48-0596）にお問い合わせください。

耳標が脱落、破損等
したとき

再発行請求

- 自分の農家コード
- 牛の個体識別番号
- 再発行枚数（片耳・両耳）
- 請求理由

※ 耳標を紛失した場合は、お近くの農林水産省 地方農政局等（P70）にお問い合わせください。

法に基づき、**届出は、牛の管理者である農家が自ら行うこととなっています**が、必要な手続きを行って、届出を農協等に依頼【代行届出】（P18参照）することも可能です。

耳 標 の 種 類 と 装 着 方 法

(1) 耳標の種類

法に基づく耳標とは、以下の規格に適合するものです。

- ① 装着した後、容易に脱落しない構造であること
- ② 取り外した後、再び装着できない構造であること
- ③ 個体識別番号が容易に判別できる色及び大きさであること
- ④ 個体識別番号が容易に消えない方法により表示されていること

■ 耳標（令和7年度規格審査で適合と確認された耳標）と耳標装着器（アプリーケーター）

種類（メーカー）	日本での取扱業者	耳標装着器（アプリーケーター）
オールフレックス 	フジタ製薬（株） 連絡先： 顧客センター T E L : 042-661-1970	〈オールフレックス〉 
ハプトナー 	（株）トレデスト 連絡先： T E L : 045-532-9080	〈ハプトナー〉 
データマース 	サージミヤワキ（株） 連絡先： T E L : 03-3449-3711	〈データマース〉  

注 意

- 1 耳標は、毎年度の国の補助事業の入札により種類（メーカー）及び配付先が決まるため、前年と異なる種類（メーカー）の耳標が配付されることがあります。
- 2 耳標を装着する際に留意すべき点がありますので、特に、新たな種類（メーカー）の耳標を装着する場合には、耳標に同梱されている説明書や「耳標装着マニュアル」等をよく読んで牛に装着してください。
- 3 各社耳標装着器（アプリーケーター）で装着可能な耳標（互換性）については、送付される耳標に同封されている「耳標装着マニュアル」又は[センターホームページ \(https://www.id.nlbc.go.jp/\)](https://www.id.nlbc.go.jp/)をご覧ください。
- 4 肥育農家においても、導入牛の耳標が脱落等した場合、再発行耳標を装着する必要があるため、耳標装着器（アプリーケーター）をご準備ください。

●耳標装着器（アプリーケーター）を新たに入手したい場合

新規農家で耳標装着器（アプリーケーター）をお持ちでない方や耳標装着器（アプリーケーター）が壊れてしまった方は、耳標の配付を行っている（一社）家畜改良事業団にご相談ください。

【お問い合わせ先】

（一社）家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センター

T E L : 0 2 4 8 - 4 8 - 0 5 9 2 F A X : 0 2 4 8 - 4 8 - 0 5 8 6

(2) 耳標の装着方法

注意

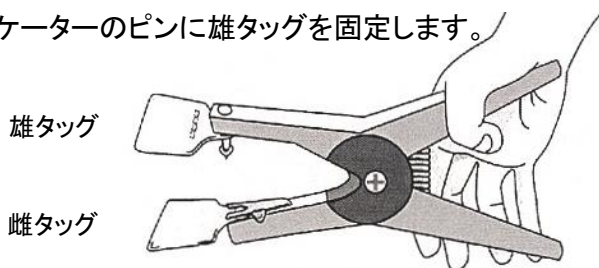
新たな種類（メーカー）の耳標が配付される場合には、装着に当たり、耳標と同梱された耳標装着方法の説明書（耳標装着マニュアル）を必ずご確認ください。

- ① 個体識別番号を確認し、耳標を準備してください。
耳標は雄タグと雌タグで1セット（片耳分）になります。

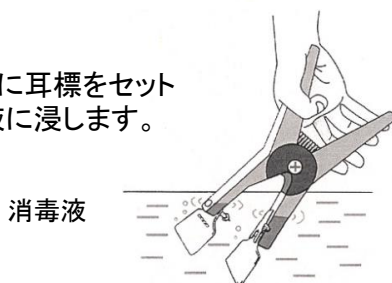


- ② アプリケーターのクランププレートの下に雌タグを固定します。

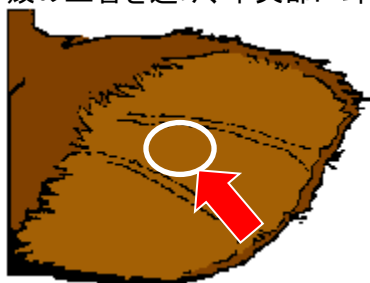
- ③ アプリケーターのピンに雄タグを固定します。



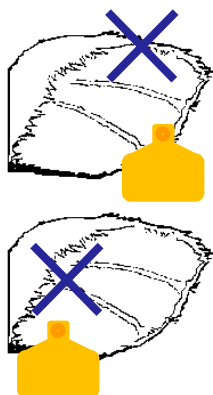
- ④ アプリケーターに耳標をセットしたまま消毒液に浸します。



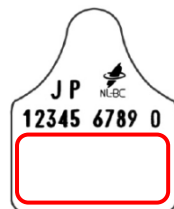
- ⑤ 耳殻の血管を避け、中央部に耳標を装着します。



矢印で示した位置に正しく装着してください。



耳標に穴を開けて、別の耳標を装着するのはおやめください。耳標破損の原因になります。



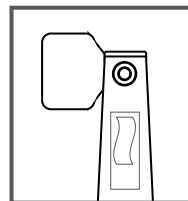
雄タグ下段の空白スペースは自農場の管理番号等を自由に記入できるようになっています。



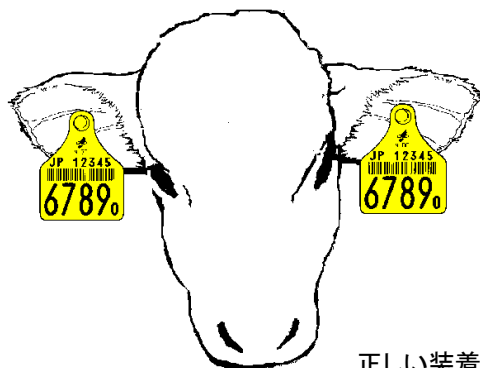
適合しないアプリケーターで耳標を装着しないでください。装着ミスや脱落の原因になります。



ハプトナー耳標を装着する場合は、耳標をアプリケーターに対して直角にセットしてください。



雌タグが正面に来るように装着してください（雄タグは耳の後ろから前に向かって貫通させます）。雄と雌を逆に装着しないようご注意ください。



正しい装着状態

(3) 耳標の配付方法

法に基づく牛の個体識別のための耳標は、国の補助事業により、事業実施主体（一般社団法人 家畜改良事業団）から牛の管理者（農家）に配付されています。

耳標には「通常耳標」と「再発行耳標」があります。

通常耳標は、牛が生まれた際に装着する耳標です。農家からの出生の届出頭数及び耳標の在庫状況に応じて配付されます。耳標はできるだけ配付された順に、古いものから装着することが望ましく、発行から7年より経過した耳標は、経年劣化していることが見込まれるため、順次、整理を進めています。発行から15年以上経過した未装着耳標は、廃番となり、出生の届出や再発行請求が受け付けられませんのでご注意ください。

再発行耳標は、装着ミスや耳標の脱落又は破損により、再度装着するために同じ個体識別番号で再発行された耳標です。再発行請求を行うことで配付されます。

ア 通常耳標が必要な場合

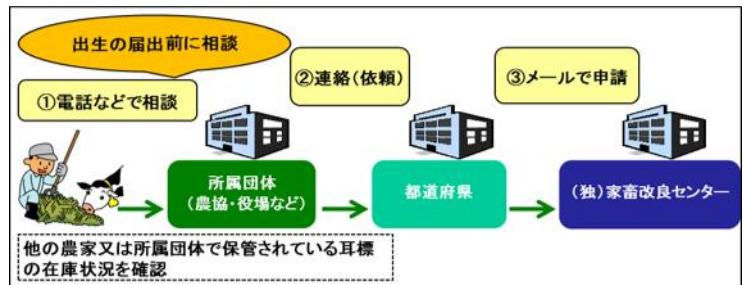
通常耳標は農家からの出生の届出頭数及び耳標の在庫状況に応じて、配付される枚数が決められますが、新規就農や増頭により耳標が不足するような場合は、所属団体（農協等）にご相談ください。

相談を受けた所属団体の手元に保管されている通常耳標を管理換えしてお渡しすることができます。

なお、**耳標をお渡しするにあたっては、所属団体から各都道府県を通じて、速やかにセンターへ耳標の「管理換え」の申請を行ってください。**

この手続きを行わないと、管理換えした耳標を装着した牛の出生の届出が登録されません。

【耳標が不足した場合】



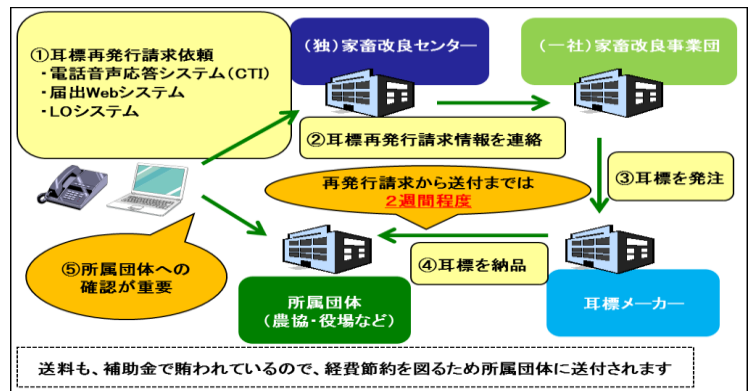
イ 再発行耳標が必要な場合

耳標が脱落又は破損した場合には、同じ個体識別番号の耳標を再度装着する必要があります。

牛の管理者は、速やかに耳標の再発行請求（P7）を行ってください。

なお、再発行耳標は、**請求から送付まで約2週間を要し、所属団体に送付**されますので、早めにご請求ください。

【耳標の再発行請求】



(参考) 耳標が脱落した場合等の担保措置

法により、両耳に耳標が装着されていない牛は、譲渡し又は譲受け等を行ってはならないこととされていますが、出荷直前又は輸送中に耳標が脱落したとき等、やむを得ない場合には異動が可能となっています。

その場合は、牛の管理者は、脱落した耳標又は当該個体識別番号を記載した札を当該牛の耳以外の部分にひも等で取り付けるなど、当該牛の個体識別番号の表示・伝達を確実にするための措置を講じなければなりません。

※ 詳しくは、お近くの農林水産省 地方農政局等（P70）にお問い合わせください。

（４）耳標の再発行請求方法

再発行

耳標の再発行請求は、次の手段で行うことができます。

- インターネットを通じて、
パソコン、タブレット、スマートフォン → ① 届出Webシステム（P9）
- 電話、携帯電話で → ② 電話音声応答（CTI）（P11）
- 専用ソフトとインターネットで → ③ LOシステム
- 専用回線とバーコードリーダー → ④ イントラ報告（ID連携）

詳しい操作は、**センターホームページ**（<https://www.id.nlbc.go.jp/data/zihyou.html>）
にて、それぞれの届出手段の耳標再発行請求手順をご覧ください。

なお、再発行された耳標は管理者本人ではなく、**それぞれの所属団体宛てに発送**されます。

請求から約２週間後に所属団体に耳標が配送されているかご確認ください。

●注意事項

1. **耳標再発行請求中には、同じ個体識別番号の耳標再発行を請求できません。**再度、再発行が必要な場合は、先に請求した再発行耳標がお手元に届いてから請求してください。
2. 耳標再発行請求は、**いったん受付されると修正・取消しができません**ので、片耳又は両耳など請求内容を十分ご確認ください。

【お問い合わせ先】

（一社）家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センター

TEL：0248-48-0592 FAX：0248-48-0586

届出の仕組みと方法

(1) 届出の仕組み

牛の管理者、農協、
家畜市場、と畜場、
輸入者など



出生、輸入、異動（転出・転入）、
死亡、とさつ

耳標再発行

届出

請求

牛个体識別台帳（全国データベース）

・エラーチェック後、届出当日に登録
（FAXによる届出は、届出から登録まで
1週間程度）

・登録後は、インターネットで検索可能

・受付後、耳標業者から所属団体を通じて配付

・再発行請求受付から所属団体到着まで**2週間程度**

登録されたことを通知（音声、電子メール等）
※ FAXによる届出は、出生のみ个体識別
番号決定通知書をFAXで送信

**届出した内容が正しく登録されたことを必ず確認
してください。**

**完了メール（※5）では、届出翌日、登録又は
エラーの内容をお知らせしています。**

(2) 届出方法

届出手段	対象者	主な仕組み	届出・申請の内容							
			当日 登録	出生	輸入	転入・ 転出	死亡	とさつ	耳標 再発行	修正
①届出Web システム ※1,3,4,5	農家、農協、家畜市場、 と畜場、輸入者等	Webサイトから複数頭を （最大500頭）一括で 届出	○※1	○	○	○	○	○	○	○
②電話音声応答 （CTI） ※1	農家	プッシュホンで 届出	○※1	○	×	○	○	×	○	×
③LO ※1,3,5	農協、家畜市場、 大規模農家、輸入者等	専用ソフトとインターネット （電子メール）により複 数頭を一括で届出	○※1	○	○	○	○	○	○	×
④イントラ報告 （ID連携） ※1,3	と畜場、家畜市場、 大規模農家等	専用ソフトとインターネット （VPN回線）により複数 頭を一括で届出	○※1	○	×	○	○	○	○	×
⑤FAX ※2	農家、農協等	報告カードをFAXで 送信して届出	×	○	○	○	○	○	×	×

※1 届出の時間帯によっては、登録が翌日になる場合があります。

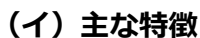
※2 FAXによる届出は、オペレーターが入力するため、受付から登録まで1週間程度を要します。
速やかに届出ができる届出Webシステム等のご利用をお勧めします。

※3 届出Webシステム、LO、イントラ報告（ID連携）は、利用者（対象者）により、利用できる機能が異なります。

※4 届出Webシステムは、パソコン、タブレット、スマートフォンからの届出に対応しています。

※5 届出Webシステム、LOは、届出の翌日、届出の登録又はエラーの内容を電子メールでお知らせします。
届出Webシステムでは、画面上で届出の登録又はエラーの内容を確認し、ダウンロードすることができます。

(ア) 仕組み



- [illegible]

異動の届出画面

(ウ) 利用方法

- 牛の個体識別情報検索サービスホームページ
(<https://www.id.nlbc.go.jp/>) にアクセスし、画面中央の黄色いボタン「届出Webシステム」をクリックし、「初めてご利用の方へ」から利用登録をすることでお使いいただけます。

- ※ 利用登録する際、農場で飼養している牛の個体識別番号を1頭入力する必要があります。

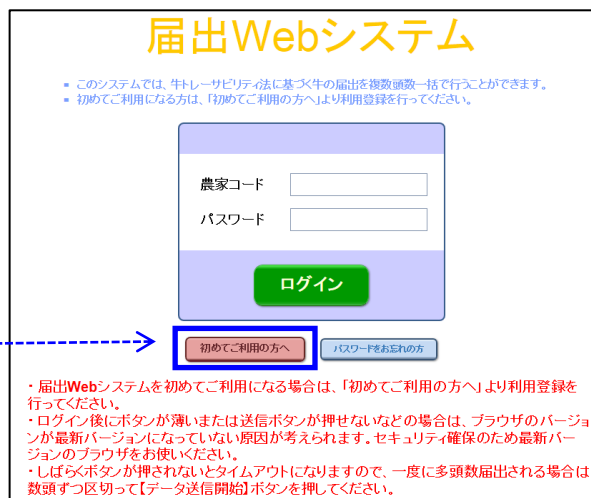
新規就農等で牛の届出を行ったことがない方は、最初の届出を電話音声応答（CTI）（P11参照）を行い、牛の個体識別情報検索サービスで登録されたことを確認後、届出Webシステムの利用登録を行ってください。

- ※ 農協、家畜市場、と畜場等、飼養している牛がない方は、「届出Webシステム」利用申込書に必要事項を記入してセンターへ電子メール又は郵送にてお送りください。利用申込書の入手、送信先については、同上のホームページの届出Webシステムの「牛を飼養していない方が使用される場合」(<https://www.id.nlbc.go.jp/data/wns.html>) をご覧ください。

スマートフォン・携帯用サイトはこちら→



(独) 家畜改良センター個体識別部のホームページ
(<https://www.id.nlbc.go.jp/>)



(エ) 注意事項

1. パスワードは利用登録後に電子メールでお送りします。**メールアドレスを準備**の上、利用登録を行ってください。届出Webシステムにて利用登録したメールアドレスにパスワード等が届かない場合は、**センター（0248-48-0596）**までご連絡ください。
2. **一つのメールアドレスを複数の農家コードに登録することはできません。**
複数の農場（農家コード）をお持ちの場合は、代表の農家コードを決め、その他の農家コードの届出については、代表の農家コードから**代行届出機能（ログインした農家コードとは別の農家コードの届出を行う機能）**を利用して届出を行ってください。
3. 2の代行届出機能を利用するには、家畜個体識別代行届出システム利用規約（P60）をご一読の上、利用申請書をセンターに電子メール又は郵送にてお送りください。

【申請書郵送先】

〒961-8511（住所は省略しても郵送されます）

独立行政法人 家畜改良センター 個体識別部

【メールアドレス】 id@nlbc.go.jp

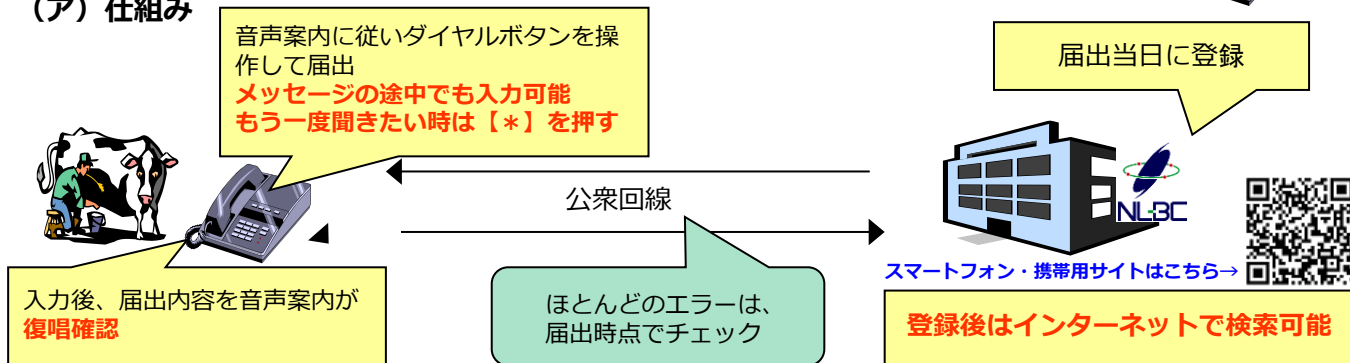
4. WebブラウザがMicrosoft Edgeの場合は、一部の表示で文字化けする恐れがあります。
5. (イ) ②の機能を利用するにはMicrosoft ExcelがインストールされたPCが必要です。なお、一部バージョン（Microsoft Excel 2019）では利用できない場合があります。

② 電話音声応答 (C T I)

詳細な操作マニュアルはこちら→ <https://www.id.nlbc.go.jp/tel/help.html>



(ア) 仕組み



(イ) 主な特徴

- ① 音声案内に従い電話機（プッシュホン）のダイヤルボタンを操作することで届出できます。
※ 音声案内が流れている途中でも入力（スキップ入力）することができます。
入力したい項目のメニュー番号を押してください。
※ もう一度聞きたい時は【*】を押してください。
- ② 届出は当日に登録され、登録された内容はインターネットで検索可能です。（P8※1参照）

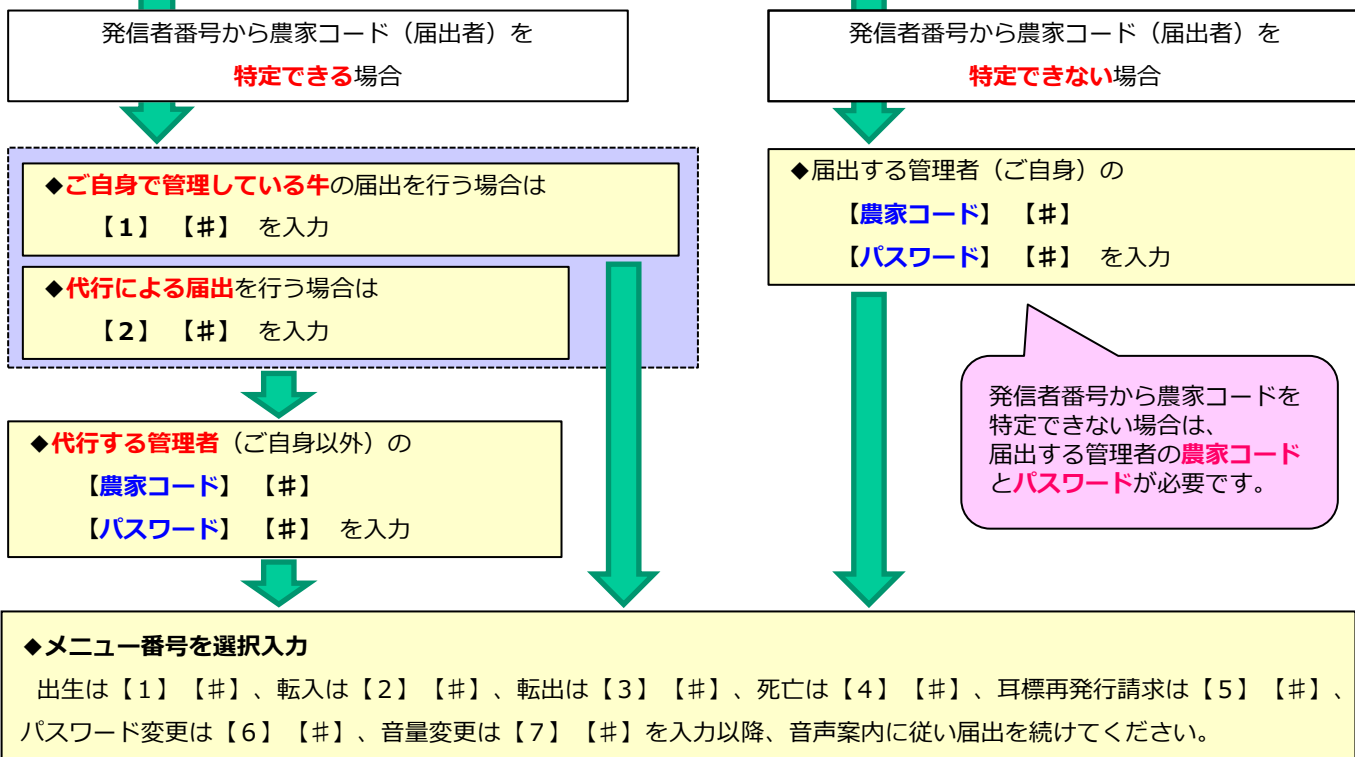
(ウ) 利用方法

◆こちらの番号にダイヤルします（音声案内につながりますので、案内に従って操作してください）。

186-0037-80-1777（専用ダイヤル）

又は **186-0248-48-0594（携帯・IP電話等の回線の場合）**

※ ダイヤル回線の場合は、電話がつながったら【*】を押すなど、トーン信号が発信可能な状態にしてください。



●注意事項

1. 登録された電話番号（ご自宅の電話番号等）からの利用について

農家コードを取得する際に連絡先として登録された電話番号から電話音声応答（CTI）をご利用いただくと、基本的にパスワードの入力は不要ですが、複数の農場等と同じ電話番号を登録されている場合は、**パスワードの入力が必要**です。

2. 登録された電話番号（ご自宅の電話番号等）以外からの利用について

連絡先として登録された電話番号以外からのご利用の場合（発信者番号から農家コードが特定できない場合）は、**パスワードの入力が必要**です。

パスワードは電話音声応答（CTI）から変更することができますので、セキュリティ確保のためパスワードの変更をお勧めします。

3. ダイヤル回線について

ダイヤル回線の場合は、トーン信号を発信するよう切り替える必要がありますので、電話がつながったら【*】を押すなど、「ピッ、ポッ、パッ」と音が出るよう設定（※）してください。
（※ ご利用の電話機のトーン切替スイッチで設定する場合は取扱説明書等をご確認ください。）

4. セキュリティ強化について

セキュリティ強化のため、データベースへの登録まで、半日程度時間を要します。
出生や異動の届出は、速やかに行ってください。

5. 検索サービスでの確認について

登録された内容は検索サービスにて確認が可能です。
個体識別番号を入力し、届出が反映されているかご確認ください。

- ※ 「牛の個体識別情報検索サービス」ホームページにアクセス
→ 「個体識別番号の検索」をクリック
→ 同意確認後、牛の個体識別番号10桁の数字（半角）を
入力して「検索」ボタンをクリック



同意確認後、10桁の数字（半角）を入力して「検索」ボタンをクリック

6. 同一個体識別番号の届出について

同一の個体識別番号の届出等を1回の通話で連続して行うことはできません。「出生、転入」の届出が登録されたことを検索サービスで確認したのちに、「転出、死亡の届出」又は「耳標再発行請求」を行ってください。

7. 耳標再発行請求について

耳標再発行請求中には、同じ個体識別番号の耳標再発行を請求できません。再度、再発行が必要な場合は、先に請求した再発行耳標がお手元に届いてから請求してください。

耳標再発行請求は、**いったん受付されると修正・取消しができません**ので、片耳又は両耳など請求内容を十分ご確認ください。登録の確認は、翌日以降に**センター（0248-48-0596）**までお問合せください。

8. その他

詳細な操作マニュアルは**センターホームページ（<https://www.id.nlbc.go.jp/tel/help.html>）**をご覧ください。

●よくあるお問い合わせ

～登録されている電話番号の変更・追加について～

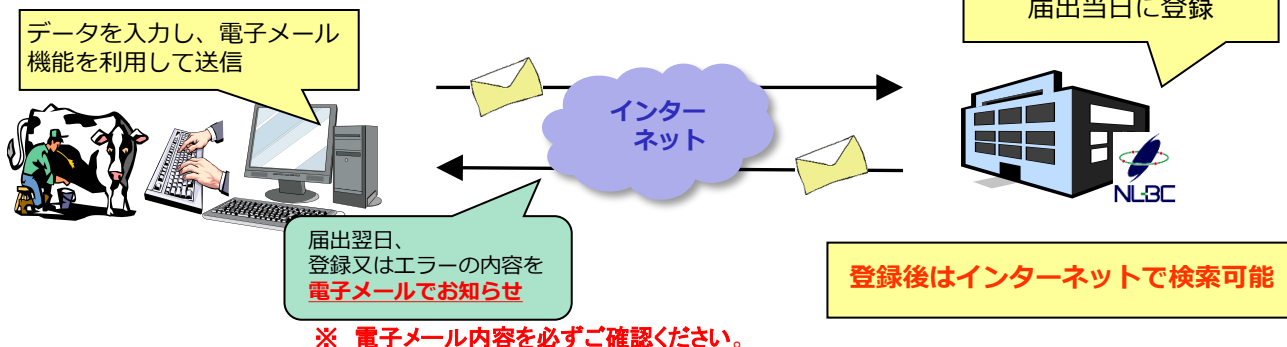
転居等で電話番号が変更となった場合や、携帯番号の番号を追加したい場合は、お近くの**農林水産省 地方農政局等（P70）**へ、農家コード取得時に登録された電話番号の変更・追加を申請してください。

電話番号の
変更・追加など





(ア) 仕組み



(イ) 主な特徴

- ① 複数頭の届出内容を入力し、電子メール機能を利用した届出です。
- ② 届出当日中に登録されます。
- ③ 耳標の再発行請求を行うことができます。
- ④ **届出の翌日、届出の登録又はエラーの内容を電子メールでお知らせします。**
- ⑤ ハンディターミナル等を利用して、耳標のバーコードから個体識別番号を読み取り、パソコンに取り込むことができます。
専用のソフトとファイル（ユーザー登録キーファイル）が必要です。

(ウ) 利用受付

LOシステムの新規利用受付は、令和4年度をもって終了しました。
詳細はこちら

→ https://liaj.lin.gr.jp/cowexam/cattlesearch_info

【お問い合わせ先】

（一社）家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センター

TEL : 0248-48-0592 FAX : 0248-48-0586

●注意事項

1. LOを複数のパソコンにインストールして利用すると、届出したデータが登録されない等トラブルの原因となることがあります。
2. 一部のWebメールではご利用になれません。

●よくあるお問い合わせ



1. メールアドレスの変更について

LOで利用しているメールアドレスが変更になる場合は、「ユーザー登録キーファイル」も変更する必要があります。

2. 「センターへの通信に失敗しました」というメッセージが表示された場合

LOの環境設定が正しく入力されていない可能性があります。

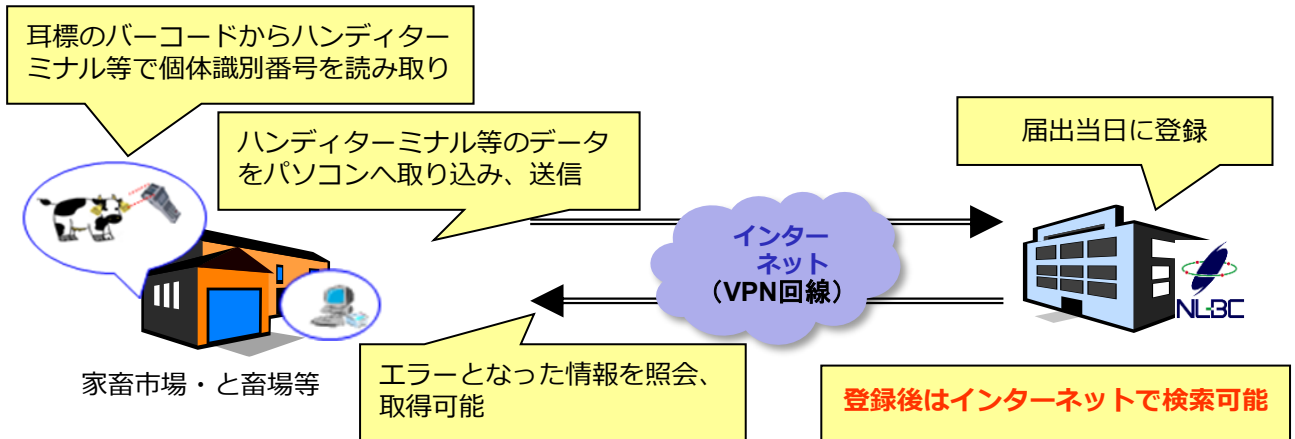
なお、お使いの電子メールの送信環境は、契約しているプロバイダー又は組織内のネットワーク担当の方にご確認ください。

④ イントラ報告（ID連携）

詳細な操作マニュアルはこちら→ <https://www.id.nlbc.go.jp/data/IDS.html>



（ア）仕組み



（イ）主な特徴

- ① ハンディターミナルやスマートフォン等を用いて、耳標のバーコードから個体識別番号を読み取り、パソコンに取り込むことができます。
- ② VPN回線を利用して、牛の履歴情報を検索及び取得することができます。
- ③ 家畜市場、と畜場で利用されています。

（ウ）利用方法

利用するには、専用のソフトが必要になります。

利用を希望する方は、（一社）家畜改良事業団へお問い合わせください。

URL : <https://www.id.nlbc.go.jp/data/IDS.html>

【お問い合わせ先】

（一社）家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センター

TEL : 0248-48-0592 FAX : 0248-48-0586

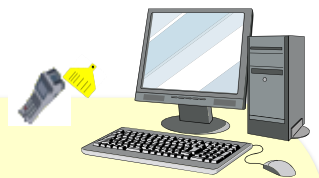
●注意事項

1. 専用ソフト以外の物品（ハンディターミナル等）は利用者にて購入していただくことになります。
2. ネットワーク回線の経費等、ご利用に当たって発生する経費は全て利用者で負担していただくことになります。

※ 詳細については、（一社）家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センターへお問い合わせください。

●よくあるお問い合わせ

入手方法など



1. **ハンディターミナル等の物品や、スマートフォン用アプリの入手方法について**
（一社）家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センターへお問い合わせください。
2. **ハンディターミナル等の物品の不具合等について**
（一社）家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センター又は各メーカーへお問い合わせください。
3. **パソコン及びネットワークの変更について**
利用開始後、パソコンやネットワークの変更をされる場合は、イントラ報告（ID連携）の再セットアップ等が必要となります。
変更の2～3週間前に（一社）家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センターへご相談ください。

⑤ F A X

詳細な操作マニュアルはこちら→ <https://www.id.nlbc.go.jp/data/fax.html>



(ア) 仕組み



(イ) 主な特徴

- ① 報告カード（P30～33）に届出内容を記入し、F A Xで届出するシステムです。
（届出内容を記入した報告カードの郵送での受付は行っていません）
- ② 報告カードは、1頭ごとの様式と、10頭まで一括して届出できる様式があります。
- ③ 届出の内容はオペレーターが入力するため、**受付から登録まで1週間程度を要します。**
正確かつ速やかに届出ができる届出Webシステム等のご利用をお勧めします。

(ウ) 利用方法

報告カードに届出する内容を記入し、以下の番号へ送信してください。

F A X : **1 8 6 - 0 0 3 7 - 8 0 - 2 5 2 5**（専用ダイヤル）

F A X : **1 8 6 - 0 2 4 8 - 4 8 - 0 5 9 3**（上記専用ダイヤルがつかない場合）

● 注意事項

1. 送信ミスの防止について

- ① 裏面で送信されている場合があります。表面、裏面をよく確認してから送信してください。
- ② 複数枚を1回で送信した場合、2枚重なって送信されていることがあります。
- ③ 送信された後は「送信エラー」が表示されていないか確認し、表示された場合は再度送信してください。

2. 報告カードの入手方法

報告カードは、通常耳標と同梱して配付されていますが、報告カードの在庫が少なくなった場合は、コピーして使用するほか、お近くの**農林水産省 地方農政局等（P70）**にも配付用カードが保管されていますので、お問い合わせください。なお、報告カードの様式は以下のページからも入手できます。

→ URL : <https://www.id.nlbc.go.jp/data/fax.html>

3. F A X送信した届出の内容に誤りがあった場合

誤って届出した内容が個体識別台帳に登録された場合、**修正請求書（P39）**を電子メール又は郵送にてお送りください。

→ 不明な場合はお近くの**農林水産省 地方農政局等（P70）**又は**センター**へご相談ください。

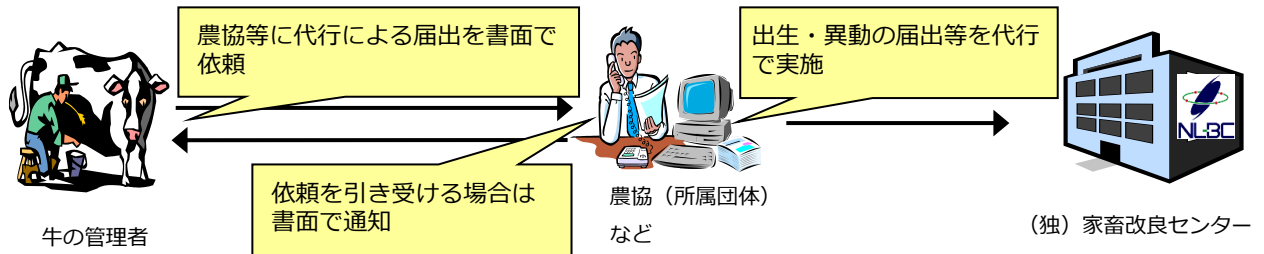
4. 届出後、1週間経過しても登録が確認できない場合

センター（0248-48-0596）へお問い合わせください。

(3) 届出を農協等へ依頼する場合（代行による届出について）

法により、届出は、牛の管理者（農家）が自ら行うこととなっていますが、管理者が農協等に届出の代行を依頼し、依頼を受けた農協等が代わって届出することも可能です。

代行で届出をする場合は、農家と農協等との間で、あらかじめ代行届出依頼書等の書面を取り交わし、代行者を明確にしてください（下記記載例参照）。



● 代行届出依頼書の記載例について

代行届出依頼書(例)	代行届出依頼引受書(例)
年 月 日	年 月 日
〇〇農協(△△協会等) 組合長(会長等)〇〇 〇〇 殿	〇〇 〇〇 殿
依頼者氏名又は名称	〇〇農協(△△協会等) 組合長(会長等)
住 所	住 所
電話番号	電話番号
「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号)に基づく牛の個体識別の届出について、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで、貴農協(協会)に代行届出を依頼します。	〇年〇月〇日付け代行届出依頼書にて依頼された牛の個体識別の代行届出を引き受け、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで代行届出を行います。 また、依頼のあった届出が記録された際には、速やかに当該個体識別番号の決定等を通知いたします。

(正副2部用意し、依頼者側と代行者側でそれぞれ保管する。)

① 上記は記載例です。代行で届出を行う場合は、問題が生じないよう、依頼内容について双方で内容を確認し、書面で取り交わしておくことが大切です。

② なお、取り交わした書面（代行届出依頼書）は、依頼者（管理者）と代行者（農協等）が各々保管してください。センターに送付する必要はありません。

● 届出Webシステムで届出の代行を引き受ける皆さまへ

- ① 届出Webシステムで代行届出を行う場合は、センターへ、**家畜個体識別届出システム代行届出利用申請書（P62）**により申請してください。
詳しくはこちら → https://www.id.nlbc.go.jp/data/syorui_dairi.html
- ② 届出の内容に誤りが無いよう確認を行うとともに、問題が生じないよう、上記記載例を参照し、代行で届出する委受託行為について農家と書面を取り交わしておくことをお勧めします。
- ③ 管理者の繋養牛および在庫耳標一覧の表示を希望する場合は、当該管理者の同意書を添えて、独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用請求書【別紙3】（P51）又は届出Webシステム「繋養および在庫耳標一覧」表示機能利用申込書によりお申し込みください。
- ④ **個人情報の取扱いに十分ご注意ください。**

届出（記録）の修正※¹ 消去※²

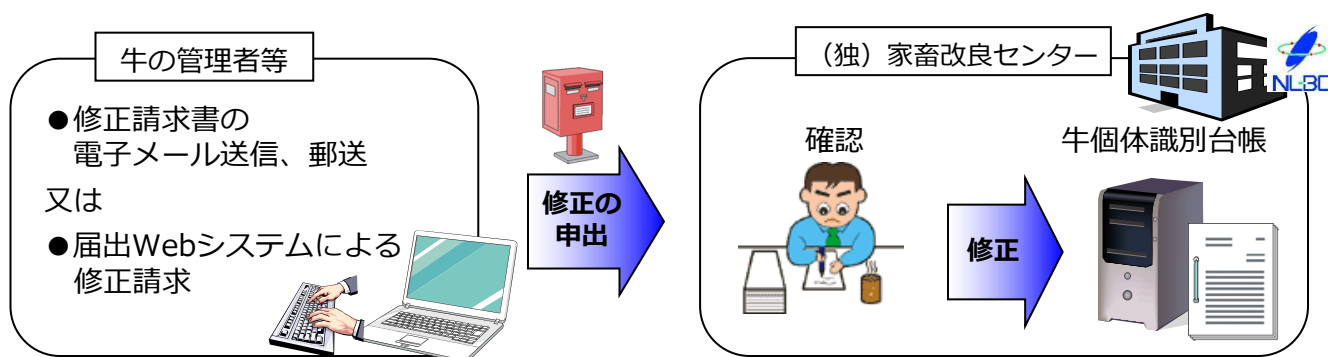
（１）届出（記録）の修正・消去

牛の管理者（農家）は、自分が管理している牛の出生・異動情報の記録を修正又は消去する場合には、センターに修正・消去の請求を行う必要があります。

※¹ 修正とは、牛个体識別台帳（全国データベース）に記録されている出生・異動情報に誤りがあった場合、その情報を消去し、正しい内容の出生又は異動の再届出（記録）を行うことです。

※² 消去とは、牛个体識別台帳（全国データベース）に記録されている出生・異動情報に誤りがあった場合、その情報を消去することです。

（２）修正の流れ



（３）修正・消去の手続きについて

ア 電子メール又は郵送による方法

牛の管理者（農家）は、届出（記録）を修正・消去するときは、修正請求書※に必要事項を記載し、（独）家畜改良センター 個体識別部宛てに電子メール又は郵送にてお送りください。

→ 電話、FAXでの受付は行っていません。

お急ぎの方は、お近くの農林水産省 地方農政局等（P70）にご相談ください。

修正請求書は、本誌P35～41又は牛个体識別情報検索サービスのホームページから入手可能です。

詳しくはこちら → <https://www.id.nlbc.go.jp/data/syusei.html>

※ 自分が届出を行った記録の修正・消去を行う場合は、【別紙１】（P39参照）、自分以外の牛の管理者（農家）が届出を行った記録の修正・消去を行う場合は、【別紙２】（P40参照）です。

なお、【別紙２】で修正請求を行う場合は、正しい内容を証明するための書類（血統登録証の写し等）の添付が必要です。

【修正請求書郵送先】

〒961-8511（住所は省略しても郵送されます）

独立行政法人 家畜改良センター 個体識別部

【メールアドレス】 syusei@nlbc.go.jp

イ 届出Webシステムによる方法

「届出Webシステム」の操作方法については、こちらの操作マニュアルをご覧ください。

→ <https://www.id.nlbc.go.jp/data/wns.html>



(ア) 主な特徴

- ① 届出Webシステムでの届出に必要な初期登録を行っていれば、自分が届出した内容に限り修正請求が可能です。
- ② 請求した内容は、センターで確認を行い、請求の当日又は翌日に修正を行います。土・日・祝日の場合は、休日明けに確認、修正を行うため記録までに日数を要します。
- ③ 家畜個体識別届出システムの代行届出利用手続き（P18参照）を行い、代行届出した届出内容を修正請求することも可能です。
- ④ 記録の修正が完了しましたら、電子メールでお知らせします。

(イ) 利用方法

届出Webシステム

I. トップ画面

1. メニュー「修正」より修正画面へ進みます。
※ この機能を利用するには、**事前に認証コードを取得しておく必要があります。**

【認証コードの取得方法】

- ① トップ画面の「ユーザー情報確認・変更」をクリックします。
- ② 「認証コード入力・発行」をクリックします。
- ③ 認証コードを「発行する」をクリックします。
- ④ 送信先として表示されているメールアドレスに認証コードを記載した電子メールが送信されます。
- ⑤ 電子メールの受信を確認し、受信した電子メールに記載されている認証コードを入力し、「確認する」→「戻る」→「TOPへ戻る」をクリックします。
- ⑥ トップ画面（メニュー画面）に「認証コード確認済」と表示されます。

(注意)

- ◆ 認証コードは「発行する」ボタンを押すたびに変更され、最後に発行したもののみ有効です。
- ◆ 発行した認証コードの有効期限は**当日限り**です。翌日以降は、再度発行してください。
- ◆ 一度認証コード確認を行うと、ログアウトするまで有効です。修正、繁養牛及び在庫耳標一覧等の出力の都度、認証コードを確認する必要はありません。
(ログアウトした場合は、再度認証コードの確認を行ってください)

2. トップ画面の「修正」をクリックすると「修正請求のページ」が表示されます。
修正を行う個体識別番号を入力し、「確認」をクリックします。

Ⅱ.修正請求画面

修正請求のページ(異動履歴一覧画面)

ユーザー情報 (この内容を請求する方)		農家コード	名称		前回ログイン日時: 2016/3/24 10:42:01 ログイン日時: 2016/3/24 15:34:22
		1234****90	(独) 家畜改良センター 個体識別部		

◆ 修正請求を行える履歴は「修正の可否」に表示のとおりです。該当するものを押してください。

No.	飼養都道府県	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地	氏名または名称	修正の可否
1	福島県	出生	2016/3/15	西白河郡西郷村	(独) 家畜改良センター 個体識別部	修正可

戻る

3. 入力した個体識別番号の履歴が表示されます。このうち、修正できるものは「修正可」と表示されます。

なお、修正できない履歴は「修正不可」、修正請求中の履歴は「修正中」と表示されクリックできません。

修正請求のページ(出生届修正画面)

ユーザー情報 (この内容を請求する方)		農家コード	名称		前回ログイン日時: 2016/3/24 10:42:01 ログイン日時: 2016/3/24 15:34:22
		1234****90	(独) 家畜改良センター 個体識別部		

◆ 履歴の一部を修正する場合には、修正したい内容を入力し、「修正する」ボタンを押してください。履歴すべてを取消す場合には、「取消する」ボタンを押してください。

【出生】

農家コード	1234****90
氏名または名称	(独) 家畜改良センター 個体識別部
個体識別番号	*****
出生年月日	2016/03/15
雌雄の別	♂1.オス ♀2.メス
母牛個体識別番号	*****
種別	1.ホルスタイン種

修正する 取消する 戻る

4. 修正したい内容を変更し、「修正する」をクリックします。履歴を全て消去する場合には、「取消する」をクリックします。

修正請求のページ(出生届修正画面)

ユーザー情報 (この内容を請求する方)		農家コード	名称		前回ログイン日時: 2016/3/24 10:42:01 ログイン日時: 2016/3/24 15:34:22
		1234****90	(独) 家畜改良センター 個体識別部		

◆ 一度報告された修正内容は訂正出来ませんので、内容を良く確認の上、「修正する」ボタンを押してください。

【出生】

農家コード	1234****90
氏名または名称	(独) 家畜改良センター 個体識別部
個体識別番号	*****
出生年月日	2016/03/15
雌雄の別	1.オス
母牛個体識別番号	*****
種別	1.ホルスタイン種

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(以下、法という。)第9条(出生及び輸入の届出)、第11条(譲渡し等及び譲受け等の届出)、第12条(変更の届出)又は第13条(死亡、とさつ及び輸出の届出)に基づく届出に誤りがあったので、当該届出のうち誤りのあった事項を取り消すとともに、上記のとおり法第9条又は第11条から第13条に基づき届出したします。

修正する 戻る

5. 確認画面が表示されますので、修正内容を確認し、「修正する」又は「取消する」をクリックします。

Ⅲ.完了画面

修正請求のページ(修正請求完了画面)

ユーザー情報 (この内容を請求する方)		農家コード	名称		前回ログイン日時: 2016/3/24 10:42:01 ログイン日時: 2016/3/24 15:34:22
		1234****90	(独) 家畜改良センター 個体識別部		

***** の修正(取消) 請求を受付しました。

請求の内容は、家畜改良センターで確認を行います。請求後、直ちに反映はされません。履歴への反映まで数日かかる場合があります。

修正を行う個体識別番号を入力する画面に戻る

(4) 受付から修正・消去までの日数

センターが休日の日（土曜・日曜・祝日など）に申出（請求）を行った場合は、休日明けに修正内容を確認し、修正を行います。

ア 電子メール又は郵送の場合：受付後1～4日後

修正請求書【別紙1】（P39）がセンターに到着した当日又は翌日に修正を行います。しかしながら、必要に応じて、本人に内容確認を行う場合や【別紙2】（P40）の請求に基づき、元の届出を行った牛の管理者（出生農家等）に確認を行う場合は、修正するまで数日を要することがあります。

イ 届出Webシステムからの場合：当日～翌日

電子メール又は郵送の場合と同様、修正内容によっては本人又は元の届出を行った管理者等に内容確認を求める場合があります、修正するまで数日を要することがあります。

ウ お急ぎの修正について

**届出（記録）を修正する場合、センターでは、電話、FAXでの受付は行っていません。
お急ぎの方は、お近くの農林水産省 地方農政局等（P70）にご相談ください。**

(5) 確認依頼書が届いたら

自分以外の牛の管理者（農家）が届出を行った記録の修正・消去を行う場合は、当該届出を行った牛の管理者（農家）に対してセンターから、FAX、電子メール又は郵送により確認依頼書【別紙3】（P41）を送付し、修正内容の確認をお願いしています。確認依頼書【別紙3】が届いた場合は、内容確認の上、必要事項を記入し、センター宛てにFAX、電子メール又は郵送で返信してください。

ご返答がないと修正することができませんので、必ずご返答をお願いします。

● 注意事項

1. 修正請求を受理できない場合

農家コード及び個体識別番号の修正は行っていませんので受理できません。また、修正請求書に未記入や不明な点（誤り）がある場合も受理できません。このように、修正請求書を受理できない場合は、請求者にご連絡します。

なお、農家コード及び個体識別番号を誤って届出し、牛個体識別台帳（全国データベース）に記録されている場合は、お近くの**農林水産省 地方農政局等**（P70）にご相談ください。

2. 修正請求の処理結果について

現在、届出Webシステムからの修正請求以外では、修正完了の通知を行っていません。センターの「牛の個体識別情報検索サービス」の画面にて、自分が請求した修正の反映をご確認ください。

3. 「既に譲渡（転出）している牛」について、修正請求を行った場合の留意事項

既に譲渡（転出）している牛の個体情報「出生の年月日、雌雄の別、母牛の個体識別番号、種別（以下「基本4情報」という。）」の一部又は全部を修正した場合には、譲渡先の農家（転出先）における家畜共済、牛マルキン等の加入や交付の手续に影響を及ぼすことがあります。このため、基本4情報の修正を行った場合は、速やかに、当該牛の譲渡先の農家に対して、修正を行った旨を連絡し、修正内容をお伝えください。

また、当該牛の譲渡先の農家との間で、牛の取引上の問題があった場合は、当事者間でご相談ください。

記入例

① 牛の出生・異動等の届出を行った方が、その届出(記録)の修正・消去を行う場合【別紙1】に記入例を参照の上、必要事項を記入し、(独)家畜改良センター個体識別部宛てに電子メール又は郵便で送付してください。

別紙1 (第3条第1項(1)関係) (自らが届け出た事項の修正)

牛個体識別台帳の記録の修正請求書

修正請求する年月日を記入

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

修正請求者の氏名(名称)、住所及び管理者等のコード番号の記入が必要です。

氏名又は名称(代表者名を含む)

西郷 太郎

郵送の場合
押印が必要

西郷

住所

福島県西白河郡西郷村小田倉原1

管理者等の

コード番号

0 2 4 8 4 8 0 5 9 6

牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続(平成22年3月1日付け21独家セ第1635号)第3条第1項(1)の規定により、自らが届け出た事項について、誤りのあった記録の※²修正を申し出ます。また、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第8条、

記録の修正をしようとしている牛の
個体識別番号を記入します。

1 記録の修正を行う牛の個体識別番号

9 1 7 1 7 1 7 1 7 5

◆ 該当する修正内容に✓を付け、「修正前の誤った記録」欄に誤った記録を記入し、「修正後の正しい記録」欄に正しい記録を記入してください。

◆ 「その他」を選択した場合は、()に修正内容を記入してください。

2 修正の内容

☐ 生年月日

☐ 雌雄の別

☐ 母牛個体識別番号

☐ 種別

☐ 転入日

☐ 転出日

☐ 死亡日

☒ 転入相手先コード

☐ 転出相手先コード

☐ 死亡牛譲渡先コード

☐ その他※³ ()

修正後の正しい記録
(消去の場合は「消去」と記入する。)

修正前の誤った記録
(現在の記録の内容を記入する。)

正しい記録を
記入します。

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

〇年〇月〇日
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

誤っている現在の
記録を記入し
ます。

3 連絡先(メールアドレス、電話番号、FAX番号)

※問合せをさせていただくことがありますので、必ず
ご記入ください。

※転入(転出)相手先コード修正の場合、
該当する異動年月日も記入してください。

4 その他

その他、参考となる事項がありましたらご記入ください。

(日本工業規格A4)

記入例

【別紙2】に記入例を参照の上、必要事項を記入し、修正等の請求内容を証明する書面を添付して、（独）家畜改良センター個体識別部宛てに電子メール又は郵便で送付してください。
※ 修正等の請求内容を証する書面とは、子牛登記証明書・登録証明書・授精証明書・種付証明書・受精卵移植証明書等をいいます。

別紙2（第3条第1項（2）関係）（他の管理者が届け出た事項の修正）

牛個体識別台帳の記録の修正請求書

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

修正請求者の氏名(名称)、住所及び管理者等のコード番号の記入が必要です。

氏名又は名称（代表者名を含む）

原 はじめ

住所

福島県西白河郡西郷村小田倉原1

管理者等の
コード番号

0 2 4 8 2 5 2 6 1 8

修正請求する年月日を記入

〇〇年〇〇月〇〇日

郵送の場合
押印が必要



牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続（平成22年3月1日付け21独家セ第1635号）第2条第1項（2）の規定により、他の管理者が届け出た事項について、記録の誤りがある

記録の修正をしようとしている牛の
個体識別番号を記入します。

- ◆ 該当する修正内容に✓を付け、「誤った記録」欄に誤った記録を記入し、「正しい記録」欄に正しい記録を記入してください。
- ◆ 「その他」を選択した場合は、（ ）に修正内容を記入してください。

1 記録の修正を行う牛の個体識別番号

9 2 7 2 7 2 7 2 7 1

2 修正の内容

- | | | | |
|-----------------------------------|--|------------------------------------|-----------------------------|
| ☐ 生年月日 | ☒ 雌雄の別 | ☐ 母牛個体識別番号 | ☐ 種別 |
| ☐ 転入日 | ☐ 転出日 | ☐ 死亡日 | |
| ☐ 転入相手先コード | ☐ 転出相手先コード | ☐ 死亡牛譲渡先コード | |
| ☐ その他※2（ ） | | | |

正しい記録

誤った記録

正しい記録を
記入します。

交雑種

ホルスタイン種

誤っている現在の
記録を記入し
ます。

3 連絡先（メールアドレス、電話番号、FAX番号）

※問合せをさせていただくことがありますので、必ずご記入ください。

4 正しい内容を証す書類（必ず添付すること）

人工授精証明書

I 部

5 その他

※問合せをさせていただくことがありますので、必ず
ご記入ください。

（日本工業規格A4）

4の項目に、添付する証拠書類の種類と部数を記入して下さい。
他の管理者が届け出た事項を修正請求する場合は、証拠書類の添付が必要です。
※証拠書類とは、子牛登記証明書・登録証明書・授精証明書・種付証明書・受精卵移植証明書等になります。（コピー可）

記入例

この様式「別紙3」が届いた場合はお手数ですが、必要事項を記入し、家畜改良センター宛てに電子メール、FAX又は郵便で返信してください。

別紙3（第3条第4項関係）

年 月 日

牛個体識別台帳の記録の確認依頼及び届出書

西郷 太郎 様

〒 961-8511福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1番地
独立行政法人家畜改良センター個体識別部
TEL 0248-48-0596 FAX 0248-48-0581
メールアドレス id@nlbc.go.jp

貴殿から届出があった事項について、牛個体識別台帳の記録に誤りがある旨の申出がありました。下記内容及び添付しました証拠書類をご確認の上、 年 月 日までに電子メール、郵送又はFAXにて返信していただきますようお願いいたします。

記

1 確認依頼内容

牛個体識別番号 9272727271	現在の記録	他の管理者から 申出のあった記録
生 年 月 日	令和6年4月1日	
雌 雄 の 別	オス	
母牛個体識別番号	9171717175	
種 別	ホルスタイン種	交雑種
異動(転入・転出・死亡)年月日		
そ の 他		

2 記録の確認及び届出について（a、b 又はc のいずれかに○をつけてください。）

- a. 現在の記録が正しい内容です。
☒ b. 他の管理者から申出のあった記録が正しいと確認できました。
c. 確認できないが、申出内容について異議はありません。

※上記 b 又は c に○を付けた場合、以下についても同意があったものといたします。

現在の記録を消去するとともに、他の管理者から申出のあった記録を、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第8条、第11条及び第13条に基づく届出とします。

3 管理者の氏名又は名称及びコード番号

コード番号 **0248480596**

氏名又は名称 **西郷 太郎**

問合せ番号 **2024.05.01-I**

証拠書類番号 **人工授精証明書第110号**

年 月 日

参 考 資 料

1. (独) 家畜改良センター個体識別部の業務について
2. 牛の個体識別情報検索サービス検索結果画面の見方について
3. 牛トレサ制度上の用語説明
4. 種別（品種）の区分について
5. 各種様式及び関連規程
6. 農林水産省 地方農政局等一覧

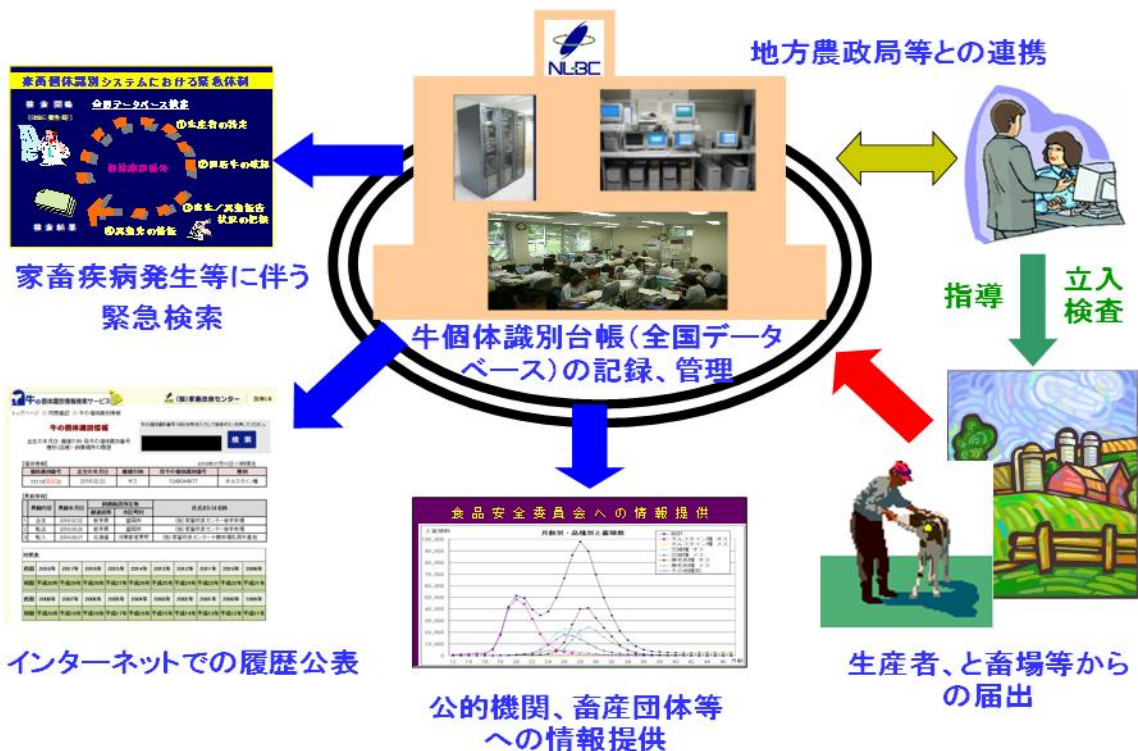
1. (独)家畜改良センター個体識別部の業務について

センターでは、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号)に基づき、農林水産大臣から委任を受け、牛の管理者(農家)等から届出された出生・異動情報を受理し、牛個体識別台帳(全国データベース)に記録・保存するとともに、これらの情報をインターネットで公開しています。

これらの牛個体識別台帳の管理に当たっては、農林水産省(地方農政局等)とネットワークを通じて情報を共有し、牛の管理者からの不適切な届出に対する監視体制を構築するなど、牛トレーサビリティ制度の信頼確保に努めているところです。

このほか、牛の個体識別情報を有効に活用するため、牛個体識別台帳(全国データベース)に蓄積された記録を、牛の管理者のほか行政機関や畜産関係団体等に広く提供するとともに、届出を集計した情報(全国の飼養頭数、と畜頭数、出生頭数)を定期的に(毎月又は年1回)「牛の個体識別情報検索サービス」ホームページで公表しています。

(独)家畜改良センターの業務



2. 牛の個体識別情報検索サービス検索結果画面の見方について

牛の個体識別情報検索サービスの検索結果は、以下の①又は②により、表示されています。

① 公表されている【個体情報】及び【異動情報】について

この赤字は、耳標の個体識別番号 10桁のうち、拡大数字4桁を表します。

【個体情報】

個体識別番号	出生の年月日	雌雄の別	母牛の個体識別番号	種別
***** *****	20××.××.××	去勢（雄）	*****	黒毛和種

牛トレサ法上は、「雄」又は「雌」のどちらかで届出することとされていますが、雄牛は去勢された後に肥育・と畜される場合が多いことから、と畜後は、一律に「去勢（雄）」と表示しています。ただし、「去勢又は雄」を意味するため、去勢されていない一部の牛も含まれます。

受精卵移植などの場合は、本牛が黒毛和種であっても母牛が黒毛和種以外の品種の場合がありますので注意してください。

【異動情報】

	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地		氏名または名称
			都道府県	市区町村	
1	出生	2015.12.16	福島県		
2	転出	2016.01.21	福島県		
3	転入	2016.01.21	福島県	西郷村	家畜一郎
4	転出	2018.06.26	福島県	西郷村	家畜一郎
5	搬入	2018.06.26	福島県	西郷村	西郷食肉公社
6	と畜	2018.06.27	福島県	西郷村	西郷食肉公社

個人情報のため管理者等の同意を得て公表しています。同意が無い場合は、空欄（非公表）となります。

注）「種別」又は「氏名または名称」欄にリンクがある場合は、外部サイトのコンテンツ（「血統情報」、「登記・登録情報」、「飼養管理情報」）にリンクします。

② 情報が非公表の場合（長期間届出が行われず所在不明となった牛）

【個体情報】

個体識別番号	出生の年月日	雌雄の別	母牛の個体識別番号	種別
***** *****				

【異動情報】

出生の年月日、雌雄の別、母牛の個体識別番号、種別が空欄になります。

この牛は、長期間に渡って、譲受け（転入）、譲渡し（転出）などの届出が行われず、所在が不明のため、牛の個体情報、異動情報を表示しておりません。

3. 牛トレサ制度上の用語説明

A～Z	用語	説明	関連ページ
C	CTI	電話音声応答システム。プッシュホンで音声ガイダンスに従い届出ができるシステムです。	11
F	FAX	報告カードに必要な事項を記入し、FAXを使用して届出を行うことができます。FAX報告様式には、出生（一括）報告カード、異動（一括）報告カードがあります。	17
I	ID連携	バーコードリーダー（携帯端末機）を用いて、耳標のバーコードから個体識別番号を読み取り、パソコンに取り込んで、専用回線で届出できるシステムです（家畜市場・と畜場で利用されています。）	15
L	LIAJ	一般社団法人 家畜改良事業団の略称	－
L	LOシステム	インターネットの電子メール送受信機能を利用して、多頭数を一括して届出できるシステムです。（主に農協や大規模農場で利用されています。）	13
N	NLBC	独立行政法人 家畜改良センターの略称	－

五十音順	用語	説明	関連ページ
ウ	牛個体識別台帳	牛の「個体識別番号」、「出生又は輸入の年月日」、「雌雄の別」、「母牛の個体識別番号」等、法に基づき記録されているデータベースです。（平成15年12月から運用が開始され、別名「全国データベース」とも呼ばれています。）	8
ウ	牛トレサ法（制度）	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年6月11日 法律第72号）の略称。牛トレーサビリティ法と表記している場合もあります。	1
ウ	牛の管理者	法では、以下に示すように実際に牛を飼養している方を「牛の管理者」としています。 (1) 牛の飼養者 (2) 共同哺育・育成センター・繁殖センター・肥育センターの管理者 (3) 牛の飼養を行う公共牧場の管理者 (4) 試験研究機関 (5) 牛の飼養を行う教育機関 (6) 荷受業者 なお、牛の管理者に該当しない場合でも、牛の取引に関わる農協、家畜商、家畜市場等においても、牛個体識別台帳に記録される牛の個体識別情報の正確性を確保するため、センターに届出をいただくよう協力をお願いしています。（「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の運用について」（15生畜第2072号 農林水産省消費・安全局長、生産局長通知 第1の2）） また、輸送期間を含めおおむね1週間以上預かる場合は、牛の管理者としての届出の義務が生じます。（「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の運用について」（15生畜第2072号 農林水産省消費・安全局長、生産局長通知 第5の1））	3
ウ	牛の個体識別情報検索サービス	センターが提供するホームページで、インターネット上から牛の個体識別番号を入力し、牛個体識別台帳（全国データベース）に登録された牛個体識別情報を検索できる仕組みです。	12
カ	家畜個体識別届出システム代行届出利用申請書	農協等の代行届出者が、届出Webシステム等から農家に代わって牛の届出を行う場合に、センター宛てに利用申請を行う様式です。代行届出者自身も農家コードを取得する必要があります。	18
カ	家畜商	家畜の売買、もしくは交換、斡旋の事業を営む者。営業を行うためには、家畜商の免許を取得する必要があります。ただし、農協職員はこの限りではありません。	－

五十音順	用語	説明	関連ページ
カ	管理者コード	本制度の運用の基礎となる牛の管理者のコード番号で、飼養地、所在地毎に1つの番号が付されます。「農家コード」とも呼びます。	3
キ	既存牛	法施行前の出生牛を「既存牛」その届出を「既存牛届出」といいます。	－
コ	個体識別番号	牛の個体を識別するために、農林水産大臣が牛1頭毎に管理者に通知する10桁の番号をいいます。全国で飼養される全ての牛が対象とされ、重複のない生涯唯一の固有番号です。	3
コ	個体識別番号決定通知	法第9条第1項に基づき、農林水産大臣は出生・輸入の届出を受理したときは個体識別番号を決定し、遅滞なく、当該届出をした牛の管理者又は輸入者に通知することとされています。センターでは、届出手段に応じて、決定通知を返信しています。 FAXでの出生の届出については、登録完了後にFAXで「牛の個体識別決定通知書」が送付されます。	8
サ	再発行耳標	装着ミスや耳標の脱落等によって使用できなくなった通常耳標の代わりに、同じ個体識別番号で再発行請求された耳標のこと。耳標の上部に「R」の文字が付されています。	6
シ	耳標	牛を個体識別するため10桁の数字とバーコード、NLBCのロゴマークが印字された黄色の耳につける札。生産農家等によって牛の両耳に装着されます。	4
シ	耳標の管理換え	未装着耳標は、配付先の管理者毎に装着することとして管理していることから、配付先と異なる管理者が出生等の届出を行うと、届出が登録されません。このような場合は、耳標の配付先を変更する必要があり、変更の手続きを「耳標の管理換え」といいます。	6
シ	耳標の再発行請求	耳標が脱落又は破損して装着できなくなった場合は、同じ個体識別番号の耳標を再度装着する必要があります。このため、牛の管理者は、速やかに同じ番号の耳標の再発行を請求する必要があります。	6
シ	所属団体	管理者への再発行耳標の配付や、耳標の過不足のとりまとめをいただいている農協・役場などです。	6,7
セ	全国データベース	ここでは、牛の個体識別台帳のことをいいます。	8
タ	代行届出	管理者の依頼を受けて、農協等が牛の出生・異動の届出を管理者に代わって行うことです。	18
チ	地方農政局等	牛トレサ業務を所管する農林水産省北海道農政事務所、地方農政局、総務省沖縄総合事務局（農林水産省 地方農政局等一覧 参照）の総称です。	70
ツ	通常耳標	牛が生まれた際や輸入した際に装着する耳標で、再発行耳標と区別して通常耳標と呼ばれています。	6
ト	と畜者	法において、「と畜者」とは、「牛をとさつした者」と定義されています。牛の個体識別台帳の最終履歴情報であるとさつ年月日等を届ける者であると同時に、消費者に向けて流通する牛肉について個体識別番号を最初に伝達する重要な役割を果たしています。	－
ニ	荷受業者	と畜場における牛のとさつ・解体を「と畜者」に委託することを請け負って牛の飼養者等から牛の引渡しを受け、当該牛がとさつされるまでの間、当該牛を管理する者をいいます。	－
ノ	農家（団体）コード	本制度の運用の基礎となる牛の管理者のコード番号で、飼養地、所在地毎に1つの番号が付されます。「管理者コード」を指します。	3
ノ	農家マスタ	牛の出生等の届出を受理し、牛個体識別台帳に記録するため、あらかじめ登録されている管理者等の氏名（法人の場合はその名称）、住所及び連絡先（電話番号）、飼養施設の所在地等の情報の総称。	－

その他、平成15年9月に農林水産省とセンターの連名で発出した「牛トレーサビリティ制度の実施の手引き」（生産・と畜段階）をご参照ください。

詳しくは、<https://www.id.nlbc.go.jp/data/manual.html> をご覧ください。

4. 種別(品種)の区分について

種別(品種)の区分について – 父牛と母牛の種別区分の整理 –

(本表の数字は、種別コードと一致していますので、届出の際にご活用ください。)

父の種別 母の種別		黒毛和種	褐毛和種	日本短角種	無角和種	黒毛× 褐毛	和牛間 交雑種	肉専用種	ホル スタイン種	ジャ ージー種	乳用種	交雑種
肉専用種	4 黒毛和種	4	8	10	10	8	10	11	3	3	3	11
	5 褐毛和種	8	5	10	10	8	10	11	3	3	3	11
	6 日本短角種	10	10	6	10	10	10	11	3	3	3	11
	7 無角和種	10	10	10	7	10	10	11	3	3	3	11
	8 黒毛×褐毛	8	8	10	10	8	10	11	3	3	3	11
	10 和牛間交雑種	10	10	10	10	10	10	11	3	3	3	11
	11 肉専用種	11	11	11	11	11	11	11	3	3	3	11
乳用種	1 ホルスタイン種	3	3	3	3	3	3	3	1	12	12	3
	2 ジャージー種	3	3	3	3	3	3	3	12	2	12	3
	12 乳用種	3	3	3	3	3	3	3	12	12	12	3
※	3 交雑種	11	11	11	11	11	11	11	3	3	3	11

※は乳用種×肉専用種(F1)

【種別の判定基準】

- 肉専用種及び乳用種の区分の中で、黒毛和種、ホルスタイン種等を判定する場合、次のような種別を証明する書類が発行されているか、もしくは発行が見込まれることが必要となります。
例：子牛登記証明書、登録証明書、授精証明書、種付証明書、体内・体外受精卵移植証明書など
- なお、ホルスタイン種で上記1の書類がない場合は、以下のすべての要件を満たしているかで判断願います。
 - 腹部及び尾房白色であり、
 - 四肢の全ての蹄冠部が黒毛又は赤毛が取り巻いていないこと

5. 各種様式及び関連規程

目 次

	頁
(1) 出生報告カード（F A X用）	… 33
(2) 異動報告カード（譲受け等、譲渡し等又は死亡の届出：F A X用）	… 34
(3) 出生一括報告カード（F A X用）	… 35
(4) 異動一括報告カード（F A X用）	… 36
(5) 家畜改良センター牛個体識別全国データベース修正に関する手続	… 37
・牛個体識別全国データベース修正請求書（別紙1：自らが届け出た事項の修正）	… 39
・牛個体識別全国データベース修正請求書（別紙2：他者が届け出た事項の修正）	… 40
・牛個体識別台帳の記録の確認及び届出書（別紙3）	… 41
(6) 独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程	… 43
(7) 独立行政法人家畜改良センター家畜個体識別代行届出システム利用規約	… 60
(8) 牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続	… 64

(1) 出生報告カード(FAX用)

表面

農家内整理 No. _____	
FAXによる届出(報告)先 FAX: 186-0037-80-2525 (専用ダイヤル) FAX: 186-0248-48-0593 (上記専用ダイヤルでつながらない場合)	
出生報告カード	
農家コード (10桁必須)	
個体識別番号 (10桁必須)	
生年月日	令和 年 月 日 (電話音声応答による届出(報告)の場合) 0:当日 1:1日前 2:2日前 3:3日前 4:4日以前は和暦で届出(報告)
雌雄の別 (1つだけ○)	1. オス 2. メス
母牛個体識別番号 (10桁必須)	
種別 (1つだけ○)	1. ホルスタイン種 2. ジャージー種 3. 交雑種(肉専用種×乳用種) 4. 黒毛和種 5. 褐毛和種 6. 日本短角種 7. 無角和種 8. 黒毛和種×褐毛和種 10. 和牛間交雑種(8以外) 11. 肉専用種(4~10以外) 12. 乳用種(1及び2以外)
送信者の連絡先	FAX番号: _____ ◎不明な点をFAXでご連絡しますので、連絡可能なFAX番号をご記入下さい。

1 出生後、速やかに届出(報告)して下さい。
2 電話音声応答による届出(報告)は、当日に登録されますので、お急ぎの届出(報告)は電話音声応答をご利用下さい。
3 FAXによる届出(報告)は、受信してからオペレーターが入力しますので、登録されるまで1週間程度かかります。


(独)家畜改良センター
 NLBC

裏面

※FAX送信の場合、送信面は機種により異なりますので、ご確認のうえ操作願います。

出生報告カードの記入の仕方

子どもが生まれたら、この出生報告カードに必要事項を記入し、電話音声応答、FAX、パソコン、スマートフォン、タブレット端末により届出(報告)を行って下さい。

なお、FAXで届出(報告)される場合は、必要事項を記入した出生報告カードをFAX送信して下さい。

農家コード	子牛の管理者の農家コード(全10桁)を記入して下さい。
個体識別番号	子牛に装着した耳標の個体識別番号(全10桁)を記入して下さい。
生年月日	耳標を装着した子牛の生年月日を数字2桁で記入して下さい。(例: 令和 年 月 日)
雌雄の別	「雌雄の別」の欄は、該当する数字を1つだけ選んで○で囲んで下さい。
母牛個体識別番号	分娩した母牛に装着されている耳標の個体識別番号(全10桁)を記入して下さい。
種別	「種別」の欄は、該当する数字を1つだけ選んで○で囲んで下さい。

※FAXで複数枚送信する場合、2枚重なって送信されることがありますので、ご注意ください。
※FAXで届出(報告)された後は、「送信エラー」となっていないか確認し、「送信エラー」であれば、再度、送信して下さい。
また、届出(報告)された内容が登録されますと、農家マスタに登録されているFAX番号に「個体識別番号決定通知書」が送信されますので確認して下さい。
※届出(報告)後は、正しく登録されているか牛の個体識別情報検索サービス(<https://www.id.nlbc.go.jp>)で確認し、届出(報告)後1週間経過しても確認できない場合は、(独)家畜改良センターにお問い合わせ下さい。
※この出生報告カードは、牛管理者の控え(保管用)として少なくとも当該牛が死亡又はと畜されるまでの間、大切に保管して下さい。

電話音声応答による届出(報告)先	TEL: 186-0037-80-1777 (専用ダイヤル) TEL: 186-0248-48-0594 (上記専用ダイヤルでつながらない場合)
パソコンによる届出(報告)先	https://www.id.nlbc.go.jp QRコードはこちらになります。 ➡
スマートフォン等による届出(報告)先	https://www.id.nlbc.go.jp/CattleSearch/mobile/


(独)家畜改良センター 個体識別部
 NLBC TEL: 0248-48-0596 メールアドレス: id@nlbc.go.jp

(2) 異動報告カード(FAX用)

表面

農家内整理 No. _____	
FAXによる届出(報告)先 FAX : 186-0037-80-2525 (専用ダイヤル) FAX : 186-0248-48-0593 (上記専用ダイヤルでつながらない場合)	
異動報告カード	
農家コード (10桁必須)	
個体識別番号 (10桁必須)	
異動内容 (1つだけ○)	1. 転入 2. 転出 3. 死亡
異動年月日 (飼養の開始、終了) (又は死亡年月日)	令和 年 月 日 (電話音声応答による届出(報告)の場合) 0 : 当日 1 : 1日前 2 : 2日前 3 : 3日前 4 : 4日以前は和暦で届出(報告)
譲受け等又は譲渡し等の相手先コード	 ※相手先コードを記入して下さい(死亡の場合は、牛の死体の譲渡し等をした時の相手先コードを記入して下さい)。 ※相手先がコードを持っていない場合は、相手先の氏名又は名称及び連絡先(電話番号)を記入して下さい。
送信者の連絡先	FAX番号 : _____ ◎不明な点をFAXでご連絡しますので、連絡可能なFAX番号をご記入下さい。

1 異動後、速やかに届出(報告)して下さい。
2 「転入」とは、譲受け等に伴う飼養の開始であり、「転出」とは、譲渡し等に伴う飼養の終了です。
3 電話音声応答による届出(報告)は、当日に登録されますので、お急ぎの届出(報告)は電話音声応答をご利用下さい。
4 FAXによる届出(報告)は、受信してからオペレーターが入力しますので、登録されるまで1週間程度かかります。

NLBC (独) 家畜改良センター

裏面

※FAX送信の場合、送信面は機種により異なりますので、ご確認のうえ操作願います。

異動報告カードの記入の仕方

牛が異動(転入、転出、死亡)したら、この異動報告カードに必要な事項を記入し、電話音声応答、FAX、パソコン、スマートフォン、タブレット端末により届出(報告)を行って下さい。

なお、FAXで届出(報告)される場合は、必要事項を記入した異動報告カードをFAX送信して下さい。

農家コード	牛の管理者の農家コード(全10桁)を記入して下さい。
個体識別番号	異動した牛に装着されている個体識別番号(全10桁)を記入して下さい。
異動内容	「異動内容」の欄は、該当する数字を1つだけ選んで○で囲んで下さい。
異動年月日	牛が異動した年月日(飼養の開始、終了又は死亡年月日)を数字2桁で記入して下さい。(例: 令和 年 月 日)
譲受け等又は譲渡し等の相手先コード	①譲受け等(転入の場合)又は譲渡し等(転出の場合)の届出(報告)を行う時には、譲受け等又は譲渡し等の相手先のコードを記入して下さい。相手先の牛管理者が分からない場合には、牛の売買等を仲介する直接の移転先・移転元である農協・家畜商等の相手先コードを記入して下さい。 ②死亡の場合は、牛の死体の譲渡し等をした時の相手先コードを記入して下さい。 なお、相手先がコードを持っていない場合は、相手先の氏名又は名称及び連絡先(電話番号)を記入して下さい。

※FAXで複数枚送信する場合、2枚重なって送信されることがありますので、ご注意ください。
※FAXで届出(報告)された後は、「送信エラー」となっていないか確認し、「送信エラー」であれば、再度、送信して下さい。
※届出(報告)後は、正しく登録されているか牛の個体識別情報検索サービス(<https://www.id.nlbc.go.jp>)で確認し、届出(報告)後1週間経過しても確認できない場合は、(独)家畜改良センターにお問い合わせ下さい。
※牛の売買等を仲介する(農協・家畜商)場合、輸送期間を含め牛を1週間以上預かる時は届出(報告)が必要です。
※この異動報告カードは、牛管理者の控え(保管用)として少なくとも当該牛が死亡又はと畜されるまでの間、大切に保管して下さい。

電話音声応答による届出(報告)先	TEL: 186-0037-80-1777 (専用ダイヤル) TEL: 186-0248-48-0594 (上記専用ダイヤルでつながらない場合)
パソコンによる届出(報告)先	https://www.id.nlbc.go.jp QRコードはこちらになります。 ➡
スマートフォン等による届出(報告)先	https://www.id.nlbc.go.jp/CattleSearch/mobile/

(問い合わせ先) NLBC (独) 家畜改良センター 個体識別部
TEL: 0248-48-0596 メールアドレス: id@nlbc.go.jp

(3) 出生一括報告カード(FAX用)

農協など、一度に複数頭の出生届出を行う場合に利用ください。

出生 一括報告カード

農家内整理 No. **FAX : 186-0037-80-2525** (専用)
FAX : 186-0248-48-0593

農家コード (10桁必須)											
No.	個体識別番号 上段・下段に5桁ずつ記入 (10桁必須)	生 年 月 日 (和暦6桁)	雌雄の別 (1つだけ○)	母牛個体識別番号 上段・下段に5桁ずつ記入 (10桁必須)	種 別 ※						
1		令和 年 月 日 	1. オス 2. メス								
2		令和 年 月 日 	1. オス 2. メス								
3		令和 年 月 日 	1. オス 2. メス								
4		令和 年 月 日 	1. オス 2. メス								
5		令和 年 月 日 	1. オス 2. メス								
6		令和 年 月 日 	1. オス 2. メス								
7		令和 年 月 日 	1. オス 2. メス								
8		令和 年 月 日 	1. オス 2. メス								
9		令和 年 月 日 	1. オス 2. メス								
10		令和 年 月 日 	1. オス 2. メス								

送信者の連絡先
FAX番号:

◎不明な点をFAXでご連絡しますので、連絡可能なFAX番号をご記入下さい。

※「種別」欄は、下記から該当する数字をひとつ選び、右詰めでご記入下さい。

- 1.ホルスタイン種 2.ジャージー種 3.交雑種(肉専用種×乳用種) 4.黒毛和種 5.褐毛和種 6.日本短角種
7.無角和種 8.黒毛和種×褐毛和種 10.和牛間交雑種(8以外) 11.肉専用種(4～10以外) 12.乳用種(1及び2以外)

《届出方法について》

○電話音声応答による届出(報告)は、当日に登録されますので、お急ぎの届出(報告)は電話音声応答をご利用下さい。
FAX届出(報告)は受信後にオペレーターが入力するため、登録に1週間程度かかります。

電話音声応答による届出(報告)先 ① **186-0037-80-1777** (専用)
② **186-0248-48-0594**

パソコンによる届出(報告)先 <https://www.id.nlbc.go.jp>
スマートフォン等による届出(報告)先 <https://www.id.nlbc.go.jp/CattleSearch/mobile/>

QRコードはこちら



NLBC (独) 家畜改良センター

(4) 異動一括報告カード(FAX用)

農協など、一度に複数頭の異動届出を行う場合に利用ください。

農家内整理 No.

異動 一括報告カード

FAXによる届出(報告)先① **FAX: 186-0037-80-2525** (専用)
② **FAX: 186-0248-48-0593**

(転入・転出(※1)または死亡(※2)の届出用)

農家コード (10桁必須)																	
No.	上段: 個体識別番号 (10桁必須)					上段: 異動内容 (1つだけ○)					上段: 異動年月日 (飼養の開始、終了又は死亡年月日)						
	下段: 譲受け等又は譲渡し等の相手先コード (相手先コードを持たない場合には、譲受け等又は譲渡し等の相手先氏名又は名称及び連絡先(電話番号)を記入して下さい。)																
1						1. 転入 2. 転出 3. 死亡					令和		年		月		日
2						1. 転入 2. 転出 3. 死亡					令和		年		月		日
3						1. 転入 2. 転出 3. 死亡					令和		年		月		日
4						1. 転入 2. 転出 3. 死亡					令和		年		月		日
5						1. 転入 2. 転出 3. 死亡					令和		年		月		日
6						1. 転入 2. 転出 3. 死亡					令和		年		月		日
7						1. 転入 2. 転出 3. 死亡					令和		年		月		日
8						1. 転入 2. 転出 3. 死亡					令和		年		月		日
9						1. 転入 2. 転出 3. 死亡					令和		年		月		日
10						1. 転入 2. 転出 3. 死亡					令和		年		月		日
送信者の連絡先		FAX番号: ◎不明な点をFAXでご連絡しますので、連絡可能なFAX番号をご記入下さい。															

※1「転入」とは、譲受け等に伴う飼養の開始であり、「転出」とは、譲渡し等に伴う飼養の終了です。

※2「死亡」の場合、「譲受け等又は譲渡し等の相手先コード」欄に、牛の死体を譲渡し等した相手先コードをご記入下さい。

《届出方法について》

○電話音声応答による届出(報告)は、当日に登録されますので、お急ぎの届出(報告)は電話音声応答をご利用下さい。
FAX届出(報告)は受信後にオペレーターが入力するため、登録に1週間程度かかります。

電話音声応答による届出(報告)先 ① **186-0037-80-1777** (専用)
② **186-0248-48-0594**

パソコンによる届出(報告)先 <https://www.id.nlbc.go.jp>
スマートフォン等による届出(報告)先 <https://www.id.nlbc.go.jp/CattleSearch/mobile/>

QRコードはこちら



NLBC (独) 家畜改良センター

(5)家畜改良センター牛個体識別全国データベース修正に関する手続

牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続

21 独家セ第1635号

平成22年3月1日

(目的)

第1条 この手続は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号、以下「法」という。)第3条に規定された牛個体識別台帳及びその他関連する記録事項(以下「牛個体識別全国データベース」という。)について、牛の管理者が正確な記録を確保するために行う申出及び記録事項を変更する場合に行う届出に関する手続を定めることにより、牛個体識別全国データベースの適切な管理を行うことを目的とする。

(牛の管理者からの申出)

第2条 牛の管理者は、牛個体識別台帳に記録の漏れ(届出は行ったが、届出内容の誤り等により記録されていない場合を含む。)又は誤りがあることを知ったときは、漏れ又は誤りがある事項及び新たに記録すべき内容等について申し出るものとする。

(記録の修正)

第3条 牛の管理者は、前条の規定により申出を行う場合は、次の方法により独立行政法人家畜改良センター理事長(以下「理事長」という。)あてに記録の修正を申し出るものとする。

(1) 自らが届け出た事項について修正を行うとき

牛の管理者は、別紙1又は電子的な方法により申し出るものとする。なお、誤りのあった記録を消去する場合には、必要に応じ法第8条、第11条及び第13条に基づく届出を行うものとする。

(2) 他の管理者が届け出た事項について修正を行うとき

牛の管理者は、誤りがあることを証する書面を添付し、別紙2により申し出るものとする。

2 前項の規定において別紙1又は別紙2により申出を行うときは、電子メール又は郵送により行うものとする。

3 第1項の規定において電子的な方法による申出は、独立行政法人家畜改良センターインターネット修正受付システム利用規約(平成18年7月1日付け18独家セ第343号)により行うものとする。

4 理事長は、第1項(2)の規定により申出があった事項を届け出た管理者に対し、別紙3により記録の確認等(現在の記録の消去並びに法第8条、第11条及び第13条に基づく届出への同意を含む。)を求めることができる。

(記録の変更)

第4条 牛の管理者は、牛個体識別台帳に記録されている事項に変更があったときは、別紙4又はこれに準じた様式により、法第12条に基づく届出を行うものとする。

(その他関連する記録事項)

第5条 その他関連する記録事項の取扱いは、前3条に準じて行うことができるものとする。

附 則

1 この手続は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この手続は、令和6年3月25日から施行する。

別紙1（第3条第1項（1）関係）（自らが届け出た事項の修正）

牛個体識別台帳の記録の修正請求書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称（代表者名を含む。）

印※1

住所

管理者等の
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続（平成22年3月1日付け21独家セ第1635号）第3条第1項（1）の規定により、自らが届け出た事項について、誤りのあった記録の※2修正を申し出ます。また、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第8条、第11条及び第13条に基づく届出とします。

記

1 記録の修正を行う牛の個体識別番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 修正の内容

- ☐ 生年月日 ☐ 雌雄の別 ☐ 母牛個体識別番号 ☐ 種別
☐ 転入日 ☐ 転出日 ☐ 死亡日
☐ 転入相手先コード ☐ 転出相手先コード ☐ 死亡牛譲渡先コード
☐ その他※3（ ）

修正後の正しい記録 （消去の場合は「消去」と記入する。）	修正前の誤った記録 （現在の記録の内容を記入する。）

3 連絡先（メールアドレス、電話番号、FAX番号）

4 その他

（日本工業規格A4）

備考

※1 電子メールにより申出を行うときには、押印を省略できる。

※2 記録の消去を申し出る場合は、「消去を申し出ます。」とし、「また」以降の届出を省略するものとする。

※3 修正内容「その他」を選択したときには、具体的な修正内容を記載すること。

別紙2（第3条第1項（2）関係）（他の管理者が届け出た事項の修正）

牛個体識別台帳の記録の修正請求書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称（代表者名を含む。）

印※1

住所

管理者等のコード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続（平成22年3月1日付け21独家セ第1635号）第3条第1項（2）の規定により、他の管理者が届け出た事項について、記録の誤りがあるのでその誤りを証する書類を添付し申し出ます。

記

1 記録の誤りがある牛の個体識別番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 修正の内容

- ☐生年月日 ☐雌雄の別 ☐母牛個体識別番号 ☐種別
☐転入日 ☐転出日 ☐死亡日
☐転入相手先コード ☐転出相手先コード ☐死亡牛譲渡先コード
☐その他※2（ ）

正しい記録	誤った記録

3 連絡先（メールアドレス、電話番号、FAX番号）

4 正しい内容を証す書類（必ず添付すること）

部

5 その他

（日本工業規格A4）

備考

※1 電子メールにより申出を行うときには、押印を省略できる。

※2 修正内容「その他」を選択したときには、具体的な修正内容を記載すること。

牛個体識別台帳の記録の確認依頼及び届出書

様

〒 961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原 1 番地
 独立行政法人家畜改良センター個体識別部
 TEL 0248-48-0596 FAX 0248-48-0581
 メールアドレス id@nlbc.go.jp

貴殿から届出があった事項について、牛個体識別台帳の記録に誤りがある旨の申出がありました。下記内容及び添付しました証拠書類をご確認の上、年 月 日までに電子メール、郵送又は F A X にて返信していただきますようお願いいたします。

記

1 確認依頼内容

牛個体識別番号 ○○○○○○○○○○○○	現在の記録	他の管理者から 申出のあった記録
生 年 月 日		
雌 雄 の 別		
母 牛 個 体 識 別 番 号		
種 別		
異動(転入・転出・死亡)年月日		
そ の 他		

2 記録の確認及び届出について (a、b 又は c のいずれかに○をつけてください。)

a. 現在の記録が正しい内容です。 b. 他の管理者から申出のあった記録が正しいと確認できました。 c. 確認できないが、申出内容について異議はありません。

※上記 b 又は c に○を付けた場合、以下についても同意があったものといたします。

現在の記録を消去するとともに、他の管理者から申出のあった記録を、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成 15 年法律第 72 号)第 8 条、第 11 条及び第 13 条に基づく届出とします。

3 管理者の氏名又は名称及びコード番号

コード番号

氏名又は名称

問合せ番号

証拠書類番号

年 月 日

別紙 4 (第 4 条関係)

牛個体識別台帳の記録の変更届出書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称 (代表者名を含む。)

印*

住所

管理者等のコード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

牛個体識別全国データベースの記録の修正等に関する手続 (平成 22 年 3 月 1 日付け 21 独家セ第 1635 号) 第 4 条の規定により、牛個体識別台帳に記録されている事項に変更があったので牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 (平成 15 年法律第 72 号) 第 12 条に基づき届け出ます。

記

1 変更の内容

変更後の記録	変更前の記録

2 変更年月日

年 月 日

3 連絡先 (メールアドレス、電話番号、FAX 番号)

(日本工業規格 A 4)

備考

※ 電子メールにより申出を行うときには、押印を省略できる。

(6)独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程

独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程

21 独家セ第1121号

平成21年10月28日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 情報の利用手続（第3条―第9条）
- 第3章 雑則（第10条―第14条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）が管理する牛個体識別全国データベースの情報について、その利用に関する手続に必要な事項を定めることにより、牛個体識別全国データベースの情報が有効かつ公正に利用されることを目的とする。

（定義）

- 第2条 この規程において「法」とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）をいう。
- 2 この規程において「牛個体識別全国データベース」とは、法第三条に規定された牛個体識別台帳に記録された事項及びその他関連する記録事項をいう。
- 3 この規程において「利用者」とは、牛個体識別全国データベースの情報を取得（センターがインターネットの「牛の個体識別情報検索サービス」のホームページで公表した情報の取得を除く。以下同じ。）し、利用しようとする者をいう。
- 4 この規程において「管理者」とは、牛の所有者その他の牛を管理する者であり、法第二条第2項に規定された「管理者」をいう。
- 5 この規程において「同意管理者」とは、自己の情報を、第三者が取得することに同意した管理者をいう。
- 6 この規程において「管理者牛群情報」とは、牛個体識別全国データベースの情報のうち、個体識別番号等別表に掲げる情報を管理者ごとにまとめたものをいう。
- 7 この規程において「集計情報」とは、牛個体識別全国データベースの情報を一定の条件下で抽出し、集計したものをいう。
- 8 この規程において「オンライン情報提供システム」とは、畜産関係者が牛の個体識別情報を活用して我が国の畜産振興に係る業務を適正、安定的かつ効率的に行うことを目的として、イントラネット、インターネット等の情報通信技術の利用により、安定的かつ効率的な管理者牛群情報等の閲覧又は電子データでの取得が可能となるよう構築されたシステムとして独立行政法人家畜改良センター理事長（以下「理事長」という。）が認めたものをいう。

第2章 情報の利用手続

(取得できる情報及び取得の要件)

第3条 取得できる情報及び取得の要件は、次のとおりとする。

(1) 個人情報を含まない情報の取得

利用者は、集計情報その他の個人情報を含まない情報の取得を希望する場合は、その情報の利用が各種制度や行政施策の適正な執行、畜産経営の高度化、畜産物の適正な流通等に資するものであると理事長が認めた場合において、これを取得することができる。

(2) 個人情報を含む情報の取得

イ 利用者は、自己の管理者牛群情報その他の情報の取得を希望する場合は、これを取得することができる。

ロ 利用者は、利用者以外の管理者牛群情報その他の個人情報を含む情報の取得を希望する場合は、あらかじめ当該管理者の同意を得た場合において、これを取得することができる。

ハ 利用者が、畜産、食品の安全のための業務を行う国及び地方公共団体の畜産部局、家畜衛生部局、統計部局、食品の安全部局並びに牛海綿状脳症（BSE）まん延防止に関する業務を行う独立行政法人であって、所管する地域内に属する管理者の管理者牛群情報その他の個人情報を含む情報の取得を希望する場合は、その情報の利用が職務上必要であると理事長が認めた場合において、これを取得することができる。

ニ イからハの規定にかかわらず、利用者は、管理者牛群情報その他の個人情報を含む情報を利用することについて相当な理由があると理事長が認めた場合において、これを取得することができる。

(利用請求の手続)

第4条 前条の規定により情報を取得する場合の手続は、それぞれ次に定める方法により行い、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）、電子メール、郵送等にて請求するものとする。ただし、オンライン情報提供システムにより情報を取得しようとする場合は、当該システムの管理者が定める利用登録手続等を行うことにより本条の規定に基づく利用請求に代えることができるものとする。

(1) 前条(1)の規定により情報を取得しようとする場合は、その情報の利用が各種制度や行政施策の適正な執行、畜産経営の高度化又は畜産物の適正な流通等に資するものであることを明記の上、理事長あてに別紙1により利用請求しなければならない。

(2) 前条(2)のイの規定により情報の取得を希望する場合は、理事長あてに別紙2により利用請求しなければならない。

(3) 前条(2)のロの規定により情報を取得しようとする場合は、当該管理者からの同意書（電磁的記録を含む）を添えて、理事長あてに別紙3により利用請求しなければならない。

ただし、利用者が当該管理者から取り付けた各同意内容について責任を持って問い合わせ対応窓口を行う場合に限り、利用者は、当該管理者の管理者コード、氏名又は名称、飼養地住所等の一覧を同意書に代えて添付できるものとする。この場合、管理者からの同意書は、センターから求められた際に提示できるように、利用者が保管（電磁的記録を含む）するものとする。

(4) 前条(2)のハの規定により情報を取得しようとする場合は、その情報の利用が職

務上必要であることを明記の上、理事長あてに別紙4により利用請求しなければならない。ただし、国の機関からの緊急的な要請であって、かつ、理事長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (5) 前条(2)の二の規定により情報を取得しようとする場合は、当該情報を利用することについて相当な理由があることを明記の上、理事長あてに利用者の氏名又は名称、住所、連絡先、利用目的及び利用する情報の範囲を明記した任意の様式により利用請求しなければならない。

(情報の提供)

第5条 理事長は、前条各号の規定により利用者から利用請求があった内容が適当であると認めた場合、当該利用者に対し、牛個体識別全国データベースの情報を提供するものとする。

なお、理事長は、提供に当たって、当該利用者に対し、必要な条件を付すことができる。

- 2 理事長は、前項の規定により情報を提供する場合は、印刷物若しくはCD等の電子記録媒体の送付、電子メール、eMAFF、又はオンライン情報提供システムにより行うものとする。

なお、理事長は、オンライン情報提供システムにより情報を提供する場合は、利用者に対し利用者コード、パスワード等利用者情報（以下「利用者情報」という。）を通知するものとする。

(費用の負担)

第6条 利用者は、センターが情報提供を行うために必要な費用を負担するものとする。ただし、理事長が特に認めた場合は、センターが情報提供を行うために必要な費用の全部又は一部を免除することができるものとする。

(委託契約の締結)

第7条 第4条各号の規定により利用請求した利用者が、理事長と情報提供に係る委託契約を締結する場合は、「独立行政法人家畜改良センター受託業務規程」（平成19年3月29日付け18独家セ第1496号）の規定に基づき行うものとする。

(利用請求内容の変更等)

第8条 第4条各号の規定により利用請求した内容に変更等があった場合の手続は、それぞれ次に定める方法により行い、eMAFF、電子メール、郵送等にて請求するものとする。

- 1 利用者は、第4条各号の規定により利用請求した内容（担当者の連絡先を除く）に変更があった場合は、速やかに理事長あてに別紙5により変更を届け出なければならない。なお、担当者の連絡先に変更があった場合は、センター担当者あてに任意の様式により通知するものとする。
- 2 第4条(3)により利用請求した利用者が、あらたに同意管理者を追加しようとする場合は、当該同意管理者からの同意書を添えて、理事長あてに別紙6により請求しなければならない。
- 3 第4条(3)により利用請求した利用者が、一部の同意管理者の同意を解除しようとする場合は、理事長あてに別紙7により当該同意管理者の解除を届け出なければならない。

らない。

(4) 同意管理者が、同意の取消を希望する場合は、理事長あてに別紙8により同意取消申請書を提出することができる。

この場合、理事長は、当該同意管理者に係る牛個体識別全国データベースの情報の提供を中止するとともに、利用者及び当該同意管理者にその旨を通知するものとする。

(利用の中止)

第9条 利用者が、牛個体識別全国データベースの情報の取得を中止しようとする場合は、理事長あてに別紙9により、eMAFF、電子メール、郵送等にて、利用の中止を届け出なければならない。

第3章 雑則

(取得した情報等の取扱い)

第10条 第4条(2)から(5)の規定により当該管理者以外の個人情報を含む情報を取得した利用者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守し、取得した個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 第4条(1)の規定により集計情報その他の個人情報を含まない情報を取得した利用者は、印刷物等による出版又は電子的方法による発表等、取得した情報を第三者に提供する際に情報の出典を明らかにするものとする。

3 第5条第2項の規定により利用者情報を通知された利用者は、通知された利用者情報を、第三者に知られることのないように適切に管理しなければならない。

(不当な利用を行った者に対する利用の停止等)

第11条 理事長は、この規程に違反する行為又は不正若しくは違法な行為によって牛個体識別全国データベースの情報を取得し利用した者（以下「違反者」という。）に対して、提供した情報の返還を求めるとともに、当該違反者が情報管理体制等の改善措置を講ずるまでの間、情報の提供を停止することができる。

(損害賠償)

第12条 理事長は、利用者が、この規程に違反する行為又は不正若しくは違法な行為（以下「違反行為等」という。）によってセンターに損害を与えた場合は、当該利用者に対し損害の賠償を請求できる。

2 前項の規定は、牛個体識別全国データベースの情報の提供を停止又は中止した後に行われた違反行為等による損害に対しても適用されるものとする。

(非常事態等における情報提供の一時停止)

第13条 理事長は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、システムの保守を定期的若しくは緊急に行う場合、又は電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合は、牛個体識別全国データベースの情報の提供を一時停止することができる。

2 理事長は、前項の規定により牛個体識別全国データベースの情報の提供を一時停止する場合は、緊急の場合を除き、利用者に対し、その旨を通知するものとする。

(免責事項)

第 14 条 この規程による牛個体識別全国データベースの情報の提供に関連して生じた損害（第三者が被る損害を含む）についてセンターは責任を負わない。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 10 月 28 日より施行する。
- 2 独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの利用等に関する手続き（平成 15 年 12 月 1 日付け 15 独家セ第 1094 号）は、この規程の施行をもって廃止する。
- 3 独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースのイントラネット利用手続きについて（平成 15 年 12 月 1 日付け 15 独家セ第 1096 号）は、この規程の施行をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 9 月 14 日から施行する。なお、eMAFF に関する記載については、eMAFF によるサービスの利用が可能となった日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 25 日から施行する。

別表

管理者牛群情報として提供される情報

区分	事項名
国内出生牛	個体識別番号
	生年月日
	雌雄の別
	牛の種別
	母牛の個体識別番号
	飼養地
	異動内容・異動年月日 家畜市場へ上場の場合、家畜市場名 とさつの場合、と畜場の名称 輸出の場合、輸出先の国名
輸入牛	個体識別番号
	生年月日
	雌雄の別
	牛の種別
	輸出国名
	検疫を受けた動物検疫所名（又は支所名）
	飼養地
	異動内容・異動年月日 家畜市場へ上場の場合、家畜市場名 とさつの場合、と畜場の名称 輸出の場合、輸出先の国名

注）上記事項名の仮情報（牛個体識別全国データベースの円滑な管理が行えるよう、仮のデータが入力された情報）も含む。

別紙 1（第 4 条（1）関係）

独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用請求書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者
氏名又は名称

住所又は所在地

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第 4 条(1)の規定に基づき、下記について請求します。

記

1 利用目的

2 利用する情報の範囲

3 担当者の連絡先

- ・ 所属部課名（担当者名）：
- ・ 電話番号：
- ・ メールアドレス：

4 情報提供の方法

- ・ 提供方法： ☐eMAFF ☐電子メール ☐郵送
- ・ 提供形態： ☐データファイル ☐画像ファイル ☐印刷物

5 その他

注）取得した情報の利用が各種制度や行政施策の適正な執行、畜産経営の高度化又は畜産物の適正な流通等に資するものであることを明記すること。

（日本工業規格 A 4）

別紙 2 (第 4 条 (2) 関係)

独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用請求書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者 (牛の管理者)

氏名又は名称

管理者等

コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第 4 条 (2) の規定に基づき、下記について請求します。

記

1 利用目的

2 利用する情報の範囲

3 利用者 (牛の管理者) の連絡先

- ・電話番号：
- ・メールアドレス：

4 情報提供の方法

- ・提供方法： ☐ eMAFF ☐ 電子メール ☐ 郵送
- ・提供形態： ☐ データファイル ☐ 画像ファイル ☐ 印刷物

5 その他

注) 取得した情報を、第三者へ提出する場合は、提出先を記入してください。

(日本工業規格 A 4)

別紙3（第4条（3）関係）

独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用請求書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者
氏名又は名称

住所又は所在地

注1) 管理者等
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第4条(3)の規定に基づき、別添のとおり当該管理者の同意書を添え、下記について請求します。

記

1 利用目的

2 利用する情報の範囲

3 担当者の連絡先

- ・所属部課名（担当者名）：
- ・電話番号：
- ・メールアドレス：

4 情報提供の方法

- ・提供方法： ☐eMAFF ☐電子メール ☐郵送 ☐オンライン情報提供システム
- ・提供形態： ☐データファイル ☐画像ファイル ☐印刷物

5 その他の連絡事項

注1) 本様式で請求する利用者が管理者等コード番号を有している場合は、番号を記入すること。

注2) 第4条（3）のただし書きの規定に基づき、同意管理者の同意書に代えて、管理者等コード番号、氏名又は名称、飼養地住所等の一覧を添付して請求する場合は、本様式に準じて利用請求書を作成すること。

（日本工業規格A4）

別添

同 意 書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

注 1)
同意管理者
氏名又は名称

本人の確認
☐

飼養地住所

管理者等
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

私は、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第 4 条(3)の規定により、下記 1 の利用者が、下記 2 の利用目的のため、家畜改良センターより、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成 15 年農林水産省令第 72 号）第 6 条に係る私の情報を取得することに同意します。

記

1 利用者 注 2)

2 利用目的 注 3)

注 1) 同意管理者が複数の場合は、氏名又は名称の欄に「別記のとおり」と記入し、別記に同意管理者の管理者コード、氏名又は名称、飼養地住所及び本人の確認を記入すること。

注 2) 別紙 3 の利用者について、氏名又は名称（所属部署まで）を記載するとともに、オンライン情報提供システム利用の場合は管理者等コード番号（利用者コード）を、その他の場合は担当者名を記載すること。

注 3) 別紙 3 の利用目的と一致すること。

(日本工業規格 A 4)

別記

同意管理者

管理者等 コード番号	氏名又は名称	飼養地住所	注) 本人の確認	備 考
			☐	
			☐	
			☐	
			☐	
			☐	
			☐	
			☐	
			☐	
			☐	
			☐	

注) 管理者牛群情報その他の個人情報を含む情報の取得について、当該管理者が同意した場合は、「本人の確認」の欄にチェックを記入すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙 4（第 4 条（4）関係）

独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用請求書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者
名 称

所在地

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第 4 条(4)の規定に基づき、下記について請求します。

記

1 利用目的

2 利用する情報の範囲

3 担当者の連絡先

- ・所属部課名（担当者名）：
- ・電話番号：
- ・メールアドレス：

4 情報提供の方法

- ・提供方法： ☐eMAFF ☐電子メール ☐郵送
- ・提供形態： ☐データファイル ☐画像ファイル ☐印刷物

5 その他

注）取得した情報の利用が職務上必要であることを明記すること。

（日本工業規格 A 4）

別紙 5 (第 8 条 (1) 関係)

牛個体識別全国データベース利用請求変更届

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者
氏名又は名称

住所又は所在地

注 1) 利用者
コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第 8 条 (1) の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付け利用請求書の内容について、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 利用請求書の利用目的

2 変更内容 注 2)

(1) 利用者に係る変更

項目	変更前	変更後

(2) 同意管理者に係る変更

(同意管理者等コード番号)

項目	変更前	変更後

(3) その他の変更

3 その他

注 1) 利用者コードは、オンライン情報提供システムによる利用の場合に記入すること。

注 2) 変更する項目についてのみ変更前及び変更後を記入すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙6（第8条（2）関係）

牛個体識別全国データベース同意管理者追加利用請求書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者
氏名又は名称

住所又は所在地

注1) 利用者
コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第8条（2）の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付け利用請求書の同意管理者の追加を希望するので、別添のとおり当該管理者の同意書を添え、下記について請求します。

記

1 利用目的

2 追加する同意管理者の管理者等コード番号

3 担当者の連絡先

- ・所属部課名（担当者名）：
- ・電話番号：
- ・メールアドレス：

4 その他

注1) 利用者コードは、オンライン情報提供システムによる利用の場合に記入すること。

注2) 別紙3の別添による同意書を添付すること。

（日本工業規格A4）

別紙 7 (第 8 条 (3) 関係)

牛個体識別全国データベース同意管理者解除届

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者
氏名又は名称

住所又は所在地

注) 利用者
コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第 8 条 (3) の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付け利用請求書の同意管理者の同意を解除するので、下記について届け出ます。

記

- 1 利用請求書の利用目的
- 2 解除する理由
- 3 解除する同意管理者の管理者等コード番号
- 4 担当者の連絡先
 - ・所属部課名 (担当者名) :
 - ・電話番号 :
 - ・メールアドレス :
- 5 その他

注) 利用者コードは、オンライン情報提供システムによる利用の場合に記入すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙 8（第 8 条（4）関係）

牛個体識別全国データベース同意管理者同意取消申請書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

同意管理者
氏名又は名称

住所又は所在地

管理者等
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第 8 条（4）の規定に基づき、下記の利用者が独立行政法人家畜改良センターより牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成 15 年農林水産省令第 72 号）第 6 条に係る私の情報を取得することに関する同意の取消を希望するので、下記について申請します。

記

- 1 利用者の氏名又は名称
- 2 情報の取得に同意した利用目的
- 3 同意取消の理由
- 4 その他

（日本工業規格 A 4）

別紙 9（第 9 条関係）

牛個体識別全国データベース利用中止届

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者
氏名又は名称

住所又は所在地

注) 利用者
コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第 9 条の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付け利用請求書で請求した情報について、下記のとおり利用を中止しますので届け出ます。

記

1 利用請求書の利用目的

2 利用を中止する理由

3 担当者の連絡先

- ・所属部課名（担当者名）：
- ・電話番号：
- ・メールアドレス：

4 その他

注) 利用者コードは、オンライン情報提供システムによる利用の場合に記入すること。

（日本工業規格 A 4）

(7)独立行政法人家畜改良センター家畜個体識別代行届出システム利用規約

独立行政法人家畜改良センター家畜個体識別代行届出システム利用規約

16 独家セ第1414号
平成17年2月28日

(適用範囲)

- 第1条 本規約は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号。以下「法」という。)に基づく牛個体識別情報の電子データによる届出の利便性を図るため、牛の管理者からの依頼により団体等が代行して行う届出(以下「代行届出」という。)における、インターネット届出、イントラ報告システム(ID連携)等の家畜個体識別届出システム(以下「届出システム」という。)の利用について定めるものである。
- 2 本規約は、代行届出を行う届出システムの利用者(以下「届出団体」という。)が、同システムの利用に当たって行う一切の行為に適用される。

(利用申請書)

- 第2条 届出団体は、届出システムを代行届出により利用する場合は、本規約に同意の上、別紙の家畜個体識別届出システム代行届出利用申請書により独立行政法人家畜改良センター理事長(以下「理事長」という。)に利用申請しなければならない。
- 2 届出団体が、牛の管理者より同意を得て、届出システムにより牛個体識別全国データベースから当該管理者の個人情報入手し、代行届出を行う場合は、原則として「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」(平成21年10月28日付け21独家セ第1121号。以下「利用規程」という。)第4条(3)の規定に基づき、当該管理者からの同意書を添えて、理事長あてに利用規程別紙3による利用請求又はこれに準じる利用申込みを行わなければならない。
- 3 届出団体が、新たに同意管理者を追加しようとする場合は、利用規程第8条(2)の規定に基づき、当該管理者からの同意書を添えて、理事長あてに利用規程別紙6による追加利用請求又はこれに準じる追加利用申込みを行わなければならない。
- 4 届出団体が、同意管理者の同意を解除しようとする場合は、利用規程第8条(3)の規定に基づき、理事長あてに利用規程別紙7又はこれに準じる解除届出又はこれに準じる解除届出を行わなければならない。
- 5 同意管理者が同意の取消を希望する場合は、利用規程第8条(4)の規定に基づき、理事長あてに利用規程別紙8による取消申請又はこれに準じる同意取消申請を行うことができる。

(遵守義務)

- 第3条 届出団体は、届出システムを利用するに当たって、以下の条件を遵守しなければならない。
- (1) 法に基づく届出に関する業務以外には利用しないこと。
 - (2) 他人の財産やプライバシーを侵害する行為を行わないこと。
 - (3) 国内外のネットワークの規則に反する行為や法令に違反、又は違反するおそれのある行為を行わないこと。
 - (4) 牛の管理者からの依頼に基づき代行届出を行うこと。なお、その際、参考1又は参考2の例に倣って代行届出に関する覚書の締結、若しくは代行届出の依頼に関する手続きを行い、法に基づく届出を行う者を明確にしておくこと。

(システム内容の変更等)

第4条 理事長は利用規程の改正等により届出システムの内容を変更することがある。

2 理事長は、コンピュータ又は回線等の障害、保守作業、その他やむを得ない事由により、届出システムの中断、遅延、又は提供を中止することがある。

3 届出団体が不正若しくは違法な行為によって独立行政法人家畜改良センターに損害を与えた場合には、理事長は届出団体に対して損害を請求できるものとする。

(免責事項)

第5条 理事長は、届出システムの利用により又は利用できなかったことにより生じた届出団体又は第三者の損害に対して、いかなる責任も負わないものとする。

附 則

1 この規約は、平成17年2月28日から施行する。

2 「独立行政法人家畜改良センター牛个体識別インターネット代理報告システム利用規約」(平成16年3月31日15独家セ第1673号)は、この規約の施行をもって廃止する。

附 則

1 この規約は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成21年10月28日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和元年6月26日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和6年3月25日から施行する。

別紙

家畜個体識別届出システム代行届出利用申請書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

家畜個体識別届出システムの代行届出による利用について、以下のとおり申請します。
なお、利用に当たっては「独立行政法人家畜改良センター家畜個体識別代行届出システム利用規約」（平成17年2月28日16独家セ第1414号）に同意のうえ、これを遵守することを誓います。

※ すべて記入してください

届出団体名

管理者等コード番号
(10桁数字)

住所又は所在地

担当者名

副担当者名

電話番号

FAX 番号

メールアドレス

届出方法

1 インターネット届出

2 イントラ報告システム（ID連携）

（日本工業規格A4）

【所属団体以外の代行届出（報告）者用】

届出Webシステム「繋養および在庫耳標一覧」表示機能利用申込書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

利用者
(代行届出(報告)者)
氏名又は名称

住所又は所在地

管理者等

コード番号(10桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

届出Webシステムにおける代行による届出（報告）を行うに当たり、対象管理者（被代行届出（報告）者）にかかる「繋養および在庫耳標一覧」の表示機能を利用したいので、別添（別記）のとおりに対象管理者の同意書又は「代行届出（報告）に関する覚書」^{注）}の写しを添えて申し込みます。

なお、届出Webシステムで取得した情報については、下記1の利用目的以外に使用しないことを確約します。

記

1 利用目的

2 利用者（担当者）の氏名及び連絡先

・利用者の所属部課名及び担当者氏名

・利用者の電話番号、FAX番号、Eメールアドレス等

注）代行届出（報告）に関する覚書とは、届出Webシステムで代行届出（報告）を利用するに当たり、被代行届出（報告）者との間で締結された書面をいう。

（日本工業規格A4）

(8)牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続

牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続

21 独家セ第1634号

平成22年3月1日

令和7年1月20日改正

(目的)

第1条 この手続は、独立行政法人家畜改良センターが管理している牛個体識別全国データベースに記録されている情報について、インターネット等による公表に関する手続を定めることにより、牛個体識別全国データベースの情報の公表を適切に行うことを目的とする。

(情報の公表)

第2条 独立行政法人家畜改良センター理事長（以下「理事長」という。）は、牛の管理者の同意があった場合は、当該管理者が届出した氏名又は名称及び飼養施設の所在地に係る情報（以下「飼養地情報」という。）をインターネット等で公表することができるものとする。

2 理事長は、化製場、死亡獣畜取扱場等死亡牛の譲渡し先の同意があった場合は、届出された当該譲渡し先の氏名又は名称及び住所に係る情報（以下「死亡牛の譲渡し先情報」という。）をインターネット等で公表することができるものとする。

3 牛の管理者が、飼養地情報の公表に同意する場合は、別紙1又は電磁的手法（以下「届出Webシステム」という。）により行うものとする。

4 化製場、死亡獣畜取扱場等死亡牛の譲渡し先が、死亡牛の譲渡し先情報の公表に同意する場合は、別紙2により行うものとする。

5 別紙1及び別紙2は電子メール又は郵送にて提出するものとする。

(同意の取消)

第3条 前条第3項の規定により同意した者が、その同意の取消を希望する場合は、理事長あてに別紙3又は届出Webシステムにより申し出るものとする。

2 前条第4項の規定により同意した者が、その同意の取消を希望する場合は、理事長あてに別紙4により申し出るものとする。

3 別紙3及び別紙4は、電子メール又は郵送にて提出するものとする。

(公表の中止)

第4条 理事長は、前条第1項の規定による同意取消の申出があった場合、直ちに申出があった者の飼養地情報について、インターネット等による公表を中止するものとする。

2 理事長は、前条第2項の規定により同意取消の申出があった場合、直ちに申出があった者の死亡牛の譲渡し先情報について、インターネット等による公表を中止するものとする。

(その他)

第5条 理事長は、第2条の規定によりインターネット等で公表している飼養地情報又は死亡牛の譲渡し先情報について、その公表を中止することに相当の理由があり、かつ緊急を要する場合に限り、前条の規定によらず、インターネット等による公表を一時中止することができるものとする。

附 則

1 この手続は、平成22年4月1日より施行する。

2 独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続き（平成15年12月1日付け15独家セ第1095号）第6条の規定に基づき同意した者は、別に申出のない限り、この手続により同意したものとする。

3 独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続

き（平成15年12月1日付け15独家セ第1095号）は、この手続の施行をもって廃止する

- 4 独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続きの運用について（平成15年12月1日付け15独家セ第1095号）は、この手続の施行をもって廃止する。

附 則

- 1 この手続は、令和7年1月20日より施行する。

別紙 1 (第 2 条第 1 項関係)

飼養地情報の公表の同意書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称

本人の確認
注)

☐

住所

管理者等
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

独立行政法人家畜改良センターが管理している牛個体識別全国データベースに登録されている情報のうち、私の氏名又は名称及び飼養施設の所在地に係る情報について、牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続（平成 22 年 3 月 1 日付け 21 独家セ第 1634 号）第 2 条第 1 項の規定により、インターネット等による公表に同意します。

家畜改良センターから照会する際の連絡先（メールアドレス、電話番号等）

注) 飼養地情報の公表について、当該管理者が同意した場合は、「本人の確認」の欄にチェックを記入すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙 2（第 2 条第 2 項関係）

死亡牛の譲渡し先情報の公表の同意書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称

本人の確認
注)

☐

住所

死亡牛の譲渡し先として
登録されたコード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

独立行政法人家畜改良センターが管理している牛個体識別全国データベースに記録されている情報のうち、私の氏名又は名称及び住所に係る情報について、牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続（平成 22 年 3 月 1 日付け 21 独家セ第 1634 号）第 2 条第 2 項の規定により、インターネット等による公表に同意します。

家畜改良センターから照会する際の連絡先（メールアドレス、電話番号等）

注) 死亡牛の譲渡し先情報の公表について同意した場合は、「本人の確認」の欄にチェックを記入すること。

（日本工業規格 A 4）

別紙 3 (第 3 条第 1 項関係)

飼養地情報の公表の同意取消書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称

本人の確認
注)

☐

住所

管理者等
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続（平成 22 年 3 月 1 日付け 21 独家セ第 1634 号）第 3 条第 1 項の規定により、私の氏名又は名称及び飼養施設の所在地に係る情報について、インターネット等による公表の同意を取り消します。

家畜改良センターから照会する際の連絡先（メールアドレス、電話番号等）

注) 飼養地情報の公表取消について、当該管理者が同意した場合は、「本人の確認」の欄にチェックを記入すること。

(日本工業規格 A 4)

別紙 4（第 3 条第 2 項関係）

死亡牛の譲渡し先情報の公表の同意取消書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称

本人の確認
注)

☐

住所

死亡牛の譲渡し先として
登録されたコード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続（平成 22 年 3 月 1 日付け 21 独家セ第 1634 号）第 3 条第 2 項の規定により、私の氏名又は名称及び住所に係る情報について、インターネット等による公表に関する同意を取り消します。

家畜改良センターから照会する際の連絡先（メールアドレス、電話番号等）

注）死亡牛の譲渡し先情報の公表取消について同意した場合は、「本人の確認」の欄にチェックを記入すること。

（日本工業規格 A 4）

6. 農林水産省 地方農政局等一覧

地域担当等名		T E L
北海道	北海道農政事務所 消費・安全部 畜水産安全管理課	011-330-8816
	北海道農政事務所 消費・安全部 畜水産安全管理課 牛トレサ（生産）チーム（札幌・函館地域担当）	011-350-5490
	北海道農政事務所 消費・安全部 畜水産安全管理課 牛トレサ（生産）チーム（旭川・北見地域担当）	011-350-5489
	北海道農政事務所 消費・安全部 畜水産安全管理課 牛トレサ（生産）チーム（釧路・帯広地域担当）	011-350-5491

地方農政局名 担当課名	T E L
東北農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	022-745-9384
関東農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	048-740-5066
北陸農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	076-232-4106
東海農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	052-212-5680
近畿農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	075-414-9000
中国四国農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	086-224-4511
九州農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課	096-211-9111

事務局名 担当課名		T E L
沖縄	沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課	098-866-1672
	那覇農林水産センター	098-866-1675
	名護農林水産センター	0980-52-3970
	宮古島農林水産センター	0980-72-4772
	石垣農林水産センター	0980-82-2324

マニュアル名	URL	最新改訂時期
届出Webシステム 操作マニュアル	https://www.id.nlbc.go.jp/pdf/wns_ma_all.pdf	令和7年6月版
電話音声応答（CTI） ご利用ガイド	https://www.id.nlbc.go.jp/pdf/PCManual.pdf	令和7年10月版
牛トレーサビリティ制度 農家向けマニュアル (本誌)	https://www.id.nlbc.go.jp/data/manual.html	令和7年10月版

- 本マニュアルに掲載している内容は、今後、変更される場合があります。

最新の情報については、「牛の個体識別情報検索サービス」のホームページにて
ご確認ください。センターまでお問い合わせください。

「牛の個体識別情報検索サービス」のホームページはこちら。

→ <https://www.id.nlbc.go.jp/>

お問い合わせ先：（独）家畜改良センター 個体識別部

TEL：0248-48-0596 FAX：0248-48-0581

E-Mail：id@nlbc.go.jp

牛個体識別制度に関することは、農林水産省にお問い合わせください。

→ <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/trace/>

お問い合わせ先：消費・安全局畜水産安全管理課（牛トレーサビリティ企画班）

代表TEL：03-3502-8111（内線4548）

ダイヤルイン：03-6744-1525

FAX：03-3502-8275

耳標配付に関することは、補助事業の事業実施主体にお問い合わせください。

お問い合わせ先：（一社）家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センター

TEL：0248-48-0592 FAX：0248-48-0586



～ 日本の畜産 改良と技術で育てます ～

『牛トレーサビリティ制度 農家向けマニュアル』

(令和7年10月 改訂)

独立行政法人 家畜改良センター 個体識別部

〒961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1番地

TEL: (0248) 48-0596 FAX: (0248) 48-0581

ホームページ URL: <https://www.id.nlbc.go.jp/>